

第八十七回国会 参議院 通信委員会 會議録 第七号

昭和五十四年五月二十四日(木曜日)
午後一時十一分開会

委員の異動

四月二十七日 三浦 八水君
選任
四月二十八日 三浦 八水君
補欠選任

三浦 八水君
志村 愛子君

出席者は左のとおり。

委員長 赤桐 操君
理事 小澤 太郎君
鈴木 省吾君
成相 善十君

委員 長田 裕二君
郡 祐一君
志村 愛子君
新谷寅三郎君
高橋 圭三君
前田 勲男君
大木 正吾君
小谷 守君
中野 明君
矢原 秀男君
香脱タケ子君
木島 則夫君
青島 幸男君

国務大臣 郵政大臣 白濱 仁吉君

政府委員 郵政政務次官 亀井 久興君
郵政大臣官房長 林 乙也君

事務局側

常任委員会専門員

栗生澤喜典君

参考人

国際電信電話株式会社取締役社長

板野 學君

国際電信電話株式会社取締役副社長

大島信太郎君

国際電信電話株式会社取締役副社長

鶴岡 寛君

国際電信電話株式会社常務取締役

古橋 好夫君

国際電信電話株式会社常務取締役

木村 惇一君

国際電信電話株式会社常務取締役

志村 静一君

国際電信電話株式会社常務取締役

児島 光雄君

国際電信電話株式会社取締役

井上 洋一君

国際電信電話株式会社取締役

笹本 昇君

国際電信電話株式会社取締役

福地 二郎君

国際電信電話株式会社取締役

松本 洋君

国際電信電話株式会社取締役

高仲 優君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
(国際電信電話株式会社の事業概況に関する件)
○通信・放送衛星機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤桐操君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本委員会は、委員が欠員となっておりまして、去る四月二十七日、新たに当選されました三浦八水君が本委員会委員に選任されましたが、同月二十八日、三浦八水君が委員を辞任され、その補欠として志村愛子君が選任されました。

○委員長(赤桐操君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、国際電気通信事業に関する件について、本日の委員会に国際電信電話株式会社の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(赤桐操君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(赤桐操君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

まず、国際電信電話株式会社の事業概況について説明を聴取いたします。板野参考人。

○参考人(板野學君) 当委員会の委員長並びに委員の諸先生方におかれましては、平素から国際電気通信事業に対しまして格段の御理解、御支援を賜り、また、本日は当社の事業の概況につきまして御説明申し上げる機会をお与え下さいましてまことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、昭和二十八年の創業以来、満二十六年を経過いたしました。この間、わが国の経済、社会の国際化、情報化を背景として、国際通信事業も発展を遂げ、今日、資本金百六十五億円、年間営業収益は約千二百億円、従業員約六千二百名を数えるに至りました。対外回線数につきましても、会社発足当初はわずか七十回線程度にすぎなかったものが、現在では三千六百回線を超えるところまで増加いたしております。提供しておりますサービス内容におきましても、電報を中心としたサービスから、テレックス、電話へとその中心が移り、近年は、コンピュータと電気通信の結合によるデータ通信、ファクシミリを中心とする画像通信サービスに対する利用者の皆様の御要望が強くなってまいりました。当社はこのような御要望にこたえるため、一部すでにそのサービスを開始しておりますが、さらに本格的なデータ通信の時代に備え、目下最新の技術をもつて着々とその準備を進めております。ただいまのところ、まだ電報、テレックス、電話などがサービスの大宗を占めておりますが、今後、単価の安いこれら新サービスが増加いたしますと、通信の需要構造に大きな変化をもたらす、将来の当社の経営にかなりの影響を与えてまいるか存じます。

当社といたしましては、将来の経営状況も十分に見通しつつ、たゆまぬ研究と真摯な努力を重ね、国民の皆様方に、より一層御満足いただけるサービスを提供してまいります所存でございます。

つきましては、最初に昨年度の事業概況について御報告申し上げます。

経済環境の中で、ほぼ予定通りの業績を上げる事ができました。いまだ確定数ではございませんが、主要業績別に取扱数を申し上げますと、国際電報四百四十四万通、国際加入電信二千七百六十一万度、国際電話千五百三十四万度、前年度と比較しますと、電報は七・四％の減少、加入電信、電話は、それぞれ一七・八％、二六・五％の増加となっております。

設備計画につきましては、サービスの拡充改善に資するため積極的にこれを実施してまいりました。すなわち、山口衛星通信所に海軍衛星通信用の地球局設備を設置し、これまでの太平洋、大西洋地域に加え、わが国船舶にとり重要な海域であるインド洋地域においても、良質な海軍衛星通信の利用を可能としたのを初め、衛星通信容量の効率的利用を図るため、山口、茨城両衛星通信所にSCPCと呼ばれる新通信方式を導入したほか、電報運用自動システムの拡充、国際公衆データ通信設備の準備、国際ダイヤル通話、いわゆるISD通話の利用拡大、国際電気通信学園の建設等を行いました。これらを含めまして、昭和五十三年度の当事業計画に掲げました諸設備の拡充整備計画はおおむね順調に実施できましたことを御報告申し上げます。

次に経理の状況について申し上げます。昭和五十三年度の収支状況でございますが、いまだ確定的なことを申し上げる段階にはございません。したがって、内定額を御報告申し上げますと、営業収益千二百三十四億円、営業費用千二百一億円、これらに営業外収益、営業外費用及び特別損益を加減した期末の利益は、九十七億円となりまして、ほぼ予定通りの決算となる見込みでございます。資産の状況につきましては、内定額でございますが、年度末現在におきまして総額千七百十九億円、そのうち流動資産は五百五十三億円、固定資産は千二百六十六億円となっております。一方、負債総額は七百四十四億円で、そのうち流動負債は四百二十二億円、固定負債は三百三十五億円であり、差し引き純資産は九百七十五億円となっております。

以上で昭和五十三年度における事業概況の報告を終わります。続いて昭和五十四年度事業計画の概要を御説明申し上げます。

本年度の国際通信需要は引き続き増加の傾向を示すものと見込まれますが、依然として不透明な景気の動向と通信需要構造の変化を考慮すれば、国際通信事業の先行きは必ずしも樂觀を許さないものとございます。本年度の事業計画におきましては、このような情勢認識の上に立ちながら、サービスの一層の向上を図るため、必要な設備投資を意欲的に実施していく所存でございます。

まず設備計画について御説明いたします。電話関係でございますが、御好評をいただいたおりに国際ダイヤル通話、すなわちISD通話の拡充を本年度も引き続き推進してまいります。これまでISD通話の御利用は、日本電信電話公社の電子交換機に收容されております加入者に限られておりますが、本年度は、これに加えて、この電子交換機に收容されていなくてもISD通話が可能となるようプッシュホンによる利用方式を導入し、ISD通話の一層の利用促進を図ります。また、需要増に伴い電子交換機の増設も引き続き行います。

電信関係につきましては、加入電信サービスの改善を図るため、新型電子式加入者設備を導入いたします。すなわち、現在まだ自動運用ができない対地との自動化を積極的に進める予定でございます。また電報業務の取り扱いの一層の効率化を推進するため、引き続き電報運用自動システムの拡充を行います。

次に、近年急速に増大、多様化しておりますデータ通信サービスに対する需要に総合的に対処するため、ここ数年来周知の準備を進めてまいりました国際加入データサービス、いわゆるVENUS計画を本年度開始する予定でございます。また、これに先立ち、国際情報検索サービスといったしまして国際コンピュータ・アクセス・サービスも開始いたします。画像通信サービスにつきま

しては、本年度は、すでに提供しております国際ファクシミリ電報サービスをさらに拡張する予定でございます。また、潜在需要が大きなこれらの画像通信サービスに対しましては長期的、総合的検討を加えるべく取り組みを強化してまいります。

衛星通信施設関係では、山口衛星通信所におきまして、インド洋地域の将来の衛星運用計画に基づき、第2地球局施設の建設を進めてまいります。また、当社の衛星通信技術が国際的に高い評価を受けておりますところから、先年、インテルサットから衛星の追跡、管制試験業務を受託いたしました。本年度、設備の完成を待つてこの業務を開始いたします予定であります。このほか、この夏に予定されております国際海軍衛星機構（インマルサット）の発足に向け、当社は、わが国の指定事業体として諸般の準備を進めてまいります所存でございます。

海底ケーブル施設につきましては、わが国と韓国との間の通信需要の増大に対処するため、日本・韓国間ケーブルの建設を進める一方、インドネシア・シンガポール間ケーブル計画にも参加いたしまして、引き続き東南アジア諸方面との通信施設の充実に努めてまいります。

これらのほか、当社が昨年、災害対策基本法に定める指定公共機関の指定を受けたことにかんがみ、非常災害時における通信の確保に一層の努力を傾注いたし、大阪地区にも加入電信電子交換設備の設置を推進いたしますとともに、大阪国際電話局の電話交換設備を増設する等、非常障害対策関連設備の充実に努めることといたしております。

新技術の研究開発につきましては、光通信方式、データ交換方式、デジタル通信方式、埋設海底ケーブル修理工法、各種端末、端局装置等の研究を行い、技術革新に対応するとともに国際通信サービスの向上と運用・保守業務の効率化を図ってまいります所存でございます。また、海外研修員の受け入れ体制の充実とあわ

せて職員の福祉向上を図るため、新宿分室跡地に建設を進めております新宿会館（仮称）を本年度完成いたします。さらに、職員の能力開発と資質向上に資するため国際電気通信学園の拡充を計画しております。

以上の設備投資計画に対しまして総額約三百十九億円を予定しております。次に、対外回線の拡充計画でございますが、本年度も、直通回線設定等、積極的に回線の拡充を図ることとし、加入電信回線百六十二回線、電話回線二百四十二回線、加入データ回線十二回線を初め、電報回線、専用回線等、総計四百七十六回線のほか、テレビジョン伝送対地五対地の新増設を計画しております。したがって、昭和五十四年度末の総回線数は四千四十二回線となり、テレビジョン伝送対地は五十三対地となる見込みでございます。

昭和五十四年度の収支につきましては、主要業務の需要量を国際電報三百六十一万通、国際加入電信三千七百七十五万度、国際電話千七百六十四万度と見込みまして、この見込みのもとに収入は約千三百八十三億円、支出につきましては、経費の節減と資金の効率的利用に努めることとし、約千二百八十四億円を予定いたしました。

以上、はなはだ簡単に申し上げますが、事業概況の御報告といたします。何とぞ、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。○委員長（赤桐操君） 以上で説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○前田勲男君 それでは、ただいまの事業概況報告に基づき若干の質問をいたします。昭和二十八年以来二十六年間、KDD各位の御努力で今日の国際通信の発展を遂げているわけでございますが、この事業報告の中にも、社会情勢、技術の進歩によりまして提供されるサービスも、電報中心からテレックス、電話へと変わり、

そしてまた今日フアクシミリ、画像通信、データ通信の時代に入つたとなつております。このような需要の構造の大幅な変革期を迎えて、本年度の事業運営に当たつてどのような方針で臨まれるか、まずお伺いいたします。

○参考人(板野孝) お答え申し上げます。

ただいま前田先生おっしゃいましたように、近年特に国際電気通信の技術革新が非常に早く、かつ非常に大幅でございまして、このような関係からいたしまして、国際通信の需要構造に大きな変革がもたらされつつあるわけでございまして、このような状況につきましてひとつ御報告を申し上げます。

まず需要構造の変革ということでございまして、私ども国際通信を始めました初期におきまして、電報、テレックス、電話等の需要と、そうしてこの現在の状況がどのような利用率になっておるか、それから、将来五十八年、これから五十年の後にはそれがどういふふうになっていくであろうか、こういうことを私どもいままでの資料により、またこれからのことは私どもの推測値でございまして、一言申し上げてみたいと思ひます。

昭和二十八年、いわゆる私どもの会社の創立から三十五年までにおきましては、大体電報がこの総収益の七二%、テレックスが、これは三十一年から始まりまして一%、電話が一%、電報が一%、こういふところをございまして、これが昭和三十六年から四十五年になりましたと、電報が三七%、テレックスが二六%、電話が一六%、こういうことになりました。それから、昭和四十六年から五十二年度におきましては、電報がわずかに二%に減つております。テレックスが三三%に伸び、電話が三九%、非常に大きく伸びてきたわけでございまして。

これが将来どのようになりますかと申し上げますと、予測値でございまして、昭和五十八年には電報が全体の収入に占める比率がわずかに二%になります。それからテレックスが二九・四%、電話が五二・二%、このように電報がぐうんと減りまして、テレックスがやや伸びておりまして、だんだんこれからは減つてくる、そういういたしまして電話がさらにこれから伸びてくる、こういう状況でございまして、こういうふうな状況になりますもの、これからいふ新しい通信サービスでございましてデータ通信、あるいはフアクシミリ通信というものがここに入ってくる、こういうことでございまして。

そこで、どういふような電気通信技術というものが今後発展してくるかというふうなことをごく最近の状況を御説明をいたしたいと思ひます。が、いわゆるこの電気通信の中で非常に大きな問題は、電気通信技術とコンピュータの技術が結合して新しいサービスを生んでくるということでございます。この新しいサービスというものは、これは総体的には収入減、いわゆる料金が非常にだんだん安くなつてくる、こういうことでございまして。

それからまた各種の新しい端末機械、特にインテリジェント・ターミナルというふうな、いわゆるエレクトロニクスを利用した端末機が出てまいりますと、これらがテレックス回線、あるいは専用回線、あるいはデータ回線、あるいはデータ回線、特に電話回線とこういうものが結びつきまするといふこと、これは非常に高速の通信が行われてくる、こういうことで、テレックスなどの在来の業務がだんだんこの方に移行してくる、こういう状況になることが予想されます。現に、私どもはこういうインテリジェント・ターミナルがこの専用回線、あるいはテレックス回線等に結びつきまするの、これはテレックスという名称で呼んでおりますけれども、すでにドイツあたりでは一九八一年にはこれを一般のテレックス回線なり電話回線に連結する、つなぐ、接続する、こういうふうな計画を持って進めております。

それから、二番目には、御承知のように、国際航空通信協同組合、SITAというふうな呼んでおりますが、国際飛行機の座席予約等のそういうようなサービス、あるいはSWIFTと言つて

おりますような、全世界銀行金融電気通信協会、こういうような新しい態様の利用組合がございまして、こういうことになりまして、私ども在来の電報なりテレックスなり、そういうものがだんだんこの辺に移つてくる、こういうことになるわけでございまして。

これらの需要構造の変革というものは、わりあい私どもが考えておるよりも、もう少し早く進展するんじゃないかというふうに私どもも考えておりますが、先ほど申し上げましたように、これらの単価というものは在来の通信より安い、こういう通信に移行していくということを私どもも考えておる次第でございまして。

これは大体どういふふうな今後影響があるか。これはもうほんの概数でございまして、けれども、電報というものは先ほど申し上げましたように毎年一〇%ずつ減少していく。これらもテレックス、あるいはそのほかの大きな商社が専用線にだんだん移行してそれとやら二%のわずかな収入に五十八年度になりますともう二%のわずかな収入に、非常に大きな赤字を持つて電報——現在では六十億ぐらいの赤字でございまして、これをやつていかなきゃならぬ。

それからテレックスというものは、大体在来では分數におきまして一八%、度数におきまして二一・八%もいままで伸びておりましたけれども、この新しいサービスの影響いかによつてはこれらの分數、度数におきまして従来よりも半分ぐらゐな伸び方しか伸びないというふうなことに私はなる、そういう要素を含んでおるといふように考えておる次第でございまして。

また電話におきまして、この電話回線のいふんな利用、特にISDになりますと、やはりこの一般の課金単位等も変わつておきますので、これはわりあい安い料金でISDがやれます。そういうことで、従来分數におきまして一八%も伸びておりましたのが一三%ぐらゐになるんじゃないか、それから度数におきまして一九・六%伸びておりましたのが一八・四%、これは度数はわず

かでございますけれども、私ども収入という点から見ますと分數ということは非常に大きな要素をなしますので、こういう面にもかなりの影響を持つんじゃないか。

その反面に、データ通信というものは二・六%程度、これはだんだんどんどん伸びていく、これを回線数にしますと、これも一〇%ぐらゐずつこれから伸びていくんじゃないかというふうに予想をいたしておる次第でございまして。

それからこの電話級回線——特に専用線とか電話級回線につきましては新しい技術というものがどういふふうな利用されていくかという状況につきまして御報告を申し上げますと、最近、デジタル電話機というものが開発されまして、一つの電話回線に四つの電話機がぶら下がって、四つ子の電話というものがもうございまして、現在私どもが許可をいたしましてそれを利用されておりますが、こういう利用の方法も出てまいります。

それからデジタルフアクシミリの利用によりまして、従来A四判文書一枚の送信時間が四分ないし六分かつておりましたが、これ一分から三十秒程度に縮まつてくる、こういうふうな開発がだんだんされております。

それから高速モデムの利用によりまして、七、八年前までのデータ伝送速度が二千四百ボーでございまして、現在は九千六百ボーまでございまして、これは非常に大きな速度で……、料金も後で申し上げますけれども、非常に単位当たりの料金が低い、こういうことになるわけでございまして。

それから一つの電話級回線から、従来は五十ボーという速度の電信回線を二十四回線ほどとれておりましたけれども、いままでのFDM、いわゆる周波数分割というものが、時分割多重装置、私どもTDMとどういふふうな称してございまして、こういう技術が開発されて二十四回線が百八十四回線、約八倍の電信回線がとれるようになる。これは一般利用者もそういう設備をすれば

利用されるわけですから、非常なこれは大きな技術的な革新がある。また時分割装置の利用によりまして、一電話線回線電話をやりながらファクシミリ文書も打てる、こういうこともなるわけでございます。

それからまた、新型の端末機を利用することによりまして、電話回線はさらにファクシミリ等の記録通信が可能になってきますという、これはもうテレックスに非常に影響を与える。いわゆる電話機のそばに一つのカプラー式な装置を置きまして、電話回線につないでテレックスをやつていく、こういうような端末機械のいわゆるインテリジェントのいま国際標準というものをCCITTで討議しておりますけれども、そういうものが果たせまうとやはり非常に大きな影響があるということができると思います。

その他、いまISDというものを申し上げましたけれども、自動コールというものによりまして、現在一般のパーソナル・コールとか、あるいはステーション・コールというものは平均の取り扱いの課金時分でございますが、料金収入になります時分が大体八分でございます。ところが、ISDでかかると、いまの平均利用時分が五分そこそこでございますので、これに一分千八十円を掛けますと大体五千数百円で利用できる。そういうことになりまして、ISDを奨励して人件費を少しづつ節約できますけれども、収入はやはり三割以上減ってくる。こういうような状況を私も抱えております。

そこで、これらの新技術がこの国際通信に採用されまうとすると、利用単価というものがどのくらい安くなるかという例をちょっとここで御披露したいと思つております。これは百字当りの料金について申し上げますと、現在電報では百字送りますのに千八百四十円かかります。電話では大体標準的に、NHKでお調べになる標準の速度で話すということにいたしますと、これは一分間で約三百字ほど話せるということにいたしましたして、電

話では大体百字ほど話すのに三百六十円かかります。それからテレックスでは二百七十円でございます。百字で、ファクシミリ電報になりますとこれが二百九十円になります。

それから新しい型のデーター、いわゆるデーターという一つのファクシミリ電報とか、あるいはデーター通信、こういうものになりますと大体百字で十六円。それから、VENUUS計画というものが入つてきました、一般公衆回線によつてこのデーター通信というものが行われるということになりますと、これはごく試算でございますけれども、十三円百字が済む、こういうことに相なるわけでございます。

それから、特にいまいろいろ問題になっております専用回線についてちょっと申し上げまうと、電信回線の標準速度の五十ボーという速度をとつてみますと、これは百字で大体五十九円かかります。これは電信級でございますけれども、電話回線を今度は使つていこうになりました。いま電話回線のこの専用回線というものにつきました。御承知のように四千八百ボーにいたつては、九千六百ボーにいたつては二割の加算料金をいたしておるということになっておりますが、この二千四百ボーという電話回線をとりまうと百字が四円で送れます。四千八百ボーの電話回線では二円なんです。それから九千六百ボーで送りますと百字が一円なんです。ここでテレックスが百字で二百七十円のもの、九千六百ボーで送れば一円で済むと、こういうことでございます。

私も一般の公衆が使いやすいになる通信というもの、それからそれから専用回線にお使いになる、これは大きな企業が多いと思つて、そういう企業との間にはすでにこういうようなやつぱり料金上のある程度のひとつそこに利点というものが与えられておるわけでございますから、そういう点を考えますと、やはり電話級の回線というものはいろいろなさらに技術的な革新によりまして一層単価というものが下がっていくという傾向に

あるわけでございます。私もこの単価の減によりまして、将来のいろいろな収入等を考えてみますと、今後五カ年間で総収支率をはじいてみますと、五十三年度は九二・四％でございますが、五十八年度にはこれが九五・四％、大体三％程度総合の収支率は下がっていくんじゃないかということを私も予想をいたしておるわけでございます。

そこで、私もこういう局面に対処いたしまして、それからどういふことを考えるかということとを先生お尋ねでございますが、私もこれらいろいろ新しい技術が採用され、情報の流通というものが高度化したきておるから、これから国際間の競争が起つてくる。これはキャリブア同士の競争ばかりでなく、新規の参入というものが国際的には考え得るんじゃないか。

それから、いままでのお客さん、カスタマーといたしまして、端末機械というものが非常に発達いたしました。これは電話回線に結びついて非常に利用が簡便になる、こういうことになりまして、したがって、私もこういう点をいろいろ勘案をいたしまして今後対策を考えていかなきゃならぬというふうに思つて、まず私どもの対策をいたしまして、何としてもサービスを向上いたしまして、そして在来の電報、テレックスでも電話でも、どんどん利用をひとつ多からしめるといふことを私も図つていかなければならぬと思つております。

また、新しいデーター通信、あるいはファクシミリ電報、こういうような画像通信等につきましても、これはお客さんの御要望でございますので、今後こういうような施設をいたしまして、これも積極的に私どももやつていきたい、こういうぐあいに考えておりますが、とりあえずサービスの改善策をいたしまして考えておりますところを御披露申し上げますと、私もまず直通回線というものを積極的に設定していかなきゃならぬ。直通回線を今年度は、先ほども申し上げま

したように四百七十六回線の増設を考えております。私どもの直通回線の中で特に直通対地というものを開きたい、こういうふうに考えております。

直通対地を開きますという、これは料金も安くなります。それから取り扱ひも非常に便利になりますので、いままで私も一定の取り扱いの基準量というものがあつたものについて直通回線を考えておりましたけれども、これも私も青天井に近い一つの取り扱いをいたしまして直通回線を設定する。たとえて申しますと、太平洋の真ん中にたくさん多くの、小さいけれども、独立国がございまして、そこに小型の衛星地球局を置いておられますから、これは私も直通回線を設定しようと思つたわけでございます。

また、いままでのテレックスの端末機械は機械的な端末機械でございまして、これを電子式の端末機械に置きかえていきたい。これは今年度はとりあえず千二百台導入いたしますけれども、五カ年の間には大体これを八千五百台ぐらい導入していく。全体の経費をいたしましては約六十一億圓ぐらいにかけていきたいと思つて、こうなりますと端末機械も軽量になり、取り扱いが簡便になります。それから修理、補修も非常に簡単になりますので、これはお客さんにとりましても、私たちにとりましても非常に便利になると思つております。

それからテレックスの自動対地をふやしていく。私もいまテレックスの自動対地を図りまして、大体九三％から四％くらいは自動になっておりますけれども、相手の対地、どこも自動化してない対地から申しますと九十八対地というものがまだ残つておるわけ。そこで、この百九十三対地のうち、いま自動化しているのは九十五対地、これから九十八対地を自動化していきたい。それで、本年度はとりあえず四十一対地を自動化していく。自動化していきまうと、料金は一分一分制

になりますので料金も安くなり、取り扱いも便利になります。こういうことを考えております。

それから国際電話の申し込み番号、これはいま東京と大阪では申し込み番号を設定いたしました。やっておりますけれども、地方は全部普通の加入電話と同じなんです。混信をしたり間違いをしたりして非常に不便でございますので、これを全国的に〇〇五一番で統一をいたしたい。これはNTT、電電公社の約九千局のクロスバー局を改善しなきゃなりません。この点につきましては電電公社とも話し合いがついておりますので、今年度から五カ年かけて、これは約十二億円の経費を必要としますけれども、これを全国的に五十六年度までには〇〇五一番でKDDの交換局に直接かかる、あるいは大阪の交換局にかかる、こういうことをいたしたいと考えております。

それから……

○委員長(赤桐操君) 板野参考人に申し上げます。

質問者の質問に対する御答弁を一つ一つ区切ってお願いたしたいと思います。質問者の方も、質問の予定もあると思いますので、あわせてお願いいたします。

○参考人(板野學君) はい、わかりました。

それでは、大体そういうことで需要の拡大を私どもはどんな図っていききたいと、こういうふう考えております。

それから、これからのいろんな対応策でございますが、私どもはこういうことでだんだん利用構造が変わりますというところ、収入減につながるという部分が多岐にわたりますので、これから一層の経営の合理化を図っていきたい。それから需要の喚起はたまたま申し上げたいとおりでございます。それから、私どもの経営基盤というものは非常に激しいものですが、それから少し長期的にこれをやっていきたい、考えていく。それから相手国のキャリアとか、あるいはお客さんとも十分に私どもはこの状況を話しまして対処していきます。それから国民に対しても、十

分国際通信のこういう状況をPRし、説明をしていきたい、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

以上、簡単にございするが……。(笑)

○前田勲男君 大変御丁寧な御答弁をいただきました。私の質問時間の半分以上を御答弁いただいたわけで、すべてお答えいただいたようでありませんが、なお追加して若干二、三分でひとつお答えをいただきたい。

いまKDDでICASSという計画がされておまして、多くのユーザが早いサービスを望んでおるわけでございます。ところが、新聞等の情報によりますと、アメリカ内でFCCに対してCDCあたりから否認請願が出ておいて、この実施が控えているわけでございます。これについてKDDの見解、そしてまたCDDの見解、今後の見通し等をお伺いいたします。

○参考人(鶴岡寛君) 御承知のとおり、FCCに対してCDDは否認の請願を出したわけでございますが、その主要点と申しますか、それは現在CDDに対しては、アメリカ国内のクリアブランドにおきます一つのコンピュータにしかアクセスは認めないというところでございしますが、それをCDDの系統のすべてのコンピュータ、五つほどございしますが、それにアクセスをさせてくれというのが主要な一点でございます。これに対しては、私どもはその件については、われわれとしてはすでにこれはCITの勧告で一つのコンピュータにしかアクセスはできないんだという勧告が出ておるわけでございします。そしてまた、われわれの国内の法制におきまして、法律あるいはまた政令で一つのコンピュータの間にしかアクセスはできないということになっておりますので、私どもはCDDのその否認の訴えに対しては理由なしということでこれに対応いたしております。

CDD側のもう一つの申し出は、われわれICASSがもし認められるならば、CDDにいま貸しております特定回線をKDDは引き揚げるのでは

ないか、取り上げてしまおうではないか、それはけしからぬということを申し上げております。これに對しまして私どもは、専用線、すなわち特定通信回線の貸与というものは、これはわれわれが法律で義務づけられておるから、ICASSができたからといってそれを引き揚げるとかそういうことは絶対にない、許されざることだということになります。これに對應をいたしております。

以上が向こうの申し出とわれわれの対応でございます。

それで、今後の見込みでございますけれども、何分にもアメリカ国内のマターでございますので、私どもからとかくこれに對して見込みを申し上げる立場にもございせんが、大体のところはすでにCDD側が、あるいはADAPSO側が否認の請願を書類でいたしまして、それに対してアメリカのレコードキャリア三社が反論を出しております。それに対して去る五月二十一日に、先方からそれに対する再反論が出ております。これらの書面を基礎といたしましてFCCが裁定をいたすことになっております。一応裁定のための準備資料は整っておると存じます。しかし、もし公聴会等を開くということになればある程度時間がかかるのではないかと、結局は公聴会開催のあるなしにかかわって裁定の時期が決まるんではないかと、さように考えております。

○前田勲男君 せっかく大臣お見えでございますので、大臣にお伺いいたします。

日本の情報産業というのは、先進国に比べ、特にアメリカに比べておくれぎみであります。そこで、これから先ほどのいろいろお話にもあるように、情報産業の大きな発展が予想される中で、電気通信事業の監督官庁である郵政省がそのかなめにならなければならない、あるいはわれわれなっ

てほしいと考えておるわけでございしますが、その辺の認識を大臣がいかに持っておられるか。

いかにあるべきかという話をされているのかどう

か。

それから三点は、郵政省の中でこの情報産業、データ通信は電監室でやっておられるわけですが、電監室の名簿を見ましても陣容が非常に少ない。こういった陣容でそれに対処できるのかどうか、この点を大臣に特に伺いたい。

○国務大臣(白濱仁吉君) いま御指摘の点については、私どもももとより、日本が国際的にもこれからいよいよ進出をしなければならぬ、国際関係も非常に心配になるといふ大事なときでありますので、KDDがますます発展されるというところを、私どもも非常に期待を持っておるわけでございしますが、いま第二点の、ほかの役所と話をしてみたいということになりますと、私もなかなか追いつてまいりました。時間もありません関係で連絡もとりにくいというふうなことで、まだその点についてはなかなかお互いに話をしてみる機会もないわけでございますが、御指摘の点についても、今後十分私連絡をとりながら進んでいきたいと考えております。

人員の点につきましてはまさにいま御指摘のとおりで、私も就任しましてからいろいろ考えておるところであります。この電波関係その他のことにつきましては、非常に郵政省の方は人手不足だというふうな感を深くしておるわけであります。先ほど、午前中に衆議院の通信委員会も開かれておったわけでありますが、いろいろ次から次、新しい技術の開発と一緒に仕事が多いのに、なかなかいまの時代で定員の増加はできないというふうなことで、これはどういふふうにするべきかというところを、ひとり私は自分ながら考えて悩んでおるところでございます。

しかし、悩んでおつてみてもこれはしょうがないのでございしますから、何かの方法はないだろうかというところを省の幹部ともいろいろ話しておるところであります。こんな時代でございしますので、とうていこれは定員増というところは望めないというふうなことで、これは今後諸先生方の御協

力を得て何か考えていかなければならぬのではないかと、今後御支援のほどを私からも特にお願ひ申し上げたいと思ひます。

○前田勲男君 大臣一人でお悩みのことではないかと思ひますが、情報産業の中でもデータ通信の需要というものは高まる一方でございまして、

そこで、私郵政省の取り組み方は、どうもほうつておいても子供は育つというふうな考え方のなか、あるいは電監室を見ましても、非常に失礼な言い方ですが、電電公社の何か下請のようなところで、公社にお伺い立てて郵政省の態度をデータ通信については決めているんじゃないか、こういったことでは情報産業の健全な育成ということはどうして考えられないと思ひます。

それで、やはりまだ他省庁、特に通産省等の大臣とも折衝もなされていらないというところは、非常にわが国のデータ通信の将来を考えたときに大問題であるという私は問題意識を持っています。ございしますが、その辺、ただ電監室の定員増だけのことでは解決できる問題ではなくて、まさに郵政大臣その他関係大臣が集まって情報産業の将来というところを真剣にお考えいただきたいと思ひます。ございしますが、その辺の大臣の御決意を伺ひまして、なおKDDの関係でございまして、いわゆるVENU計画にしろ、ICASにしろ、外国のデータベースを利用するシステムでございまして、こういふことをいたしますと、日本のデータベースが育たないばかりか、日本の情報がすべて外国のデータベースに入ってしまう、まさに情報が一方向通行になるような心配もいたすわけでございします。

この二点、大臣からお考え方をお伺ひいたしました。質問の最後といたします。
○政府委員(寺島角夫君) 前後するかと思ひますが、後段のお尋ねのICAS、あるいはVENU計画の日本の情報産業への影響というものをどう考えるのかという御趣旨かと思ひますので、私からお答えさせていただきます。

先ほどKDDの方から御説明のございましたように、国際間のデータ通信の需要がますますふえてくる、あるいは高度化し多様化するということで、それにこたえるためにICAS、あるいはVENUという計画をKDDが持っておられるわけでございしますが、実はこの順序といたしましてICASの方が先行いたすように聞いておりますけれども、ICAS自身まだ郵政省に對しまして認可申請が出されるという段階に至っておりません。

したがしまして、いろんな形でわれわれといたしましては話を聞き、検討しておる段階でございしますが、先生御指摘のように、このICASと呼ばれておりますアメリカのいわゆるデータベースとアクセスをいたしますこのサービスをしたしまして、日本のいわゆるデータベースの育成と申しますか、構築と申しますか、そういうことにマイナスの影響が出るのではないかと、ふりな議論があることは承知いたしております。また一面、そうではない、そのことによつてかえつてプラスに働くんではないかという意見もあるわけでございまして、いろんな議論があることを承知しておるわけでございしますが、われわれといたしましては、そういういろいろな議論も頭に置きながら、これからこの問題について検討していきたい。現に検討もいたしておるわけでございしますが、けれども、まだ結論に至っておりません、また申請も出ておらない、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○国務大臣(白濱仁吉君) 関係各省の責任者との連絡を緊密にするということでございしますが、私どもも十分その点近々連絡を取り合つて検討していきたい、そういうふうに考えております。

○前田勲男君 連絡を緊密にということもあるんですが、やはり郵政省が主導的な位置に立つてやつていただきたい。これがお願ひでございしますので、最後にお願ひいたしました終わりにさせていただきます。

○大木正吾君 板野さんにまず伺ひますが、先ほどの前田委員に對するお答えを長々と承つておりまして、その中から二つのことをここで確認していただきます。一つは、五カ年を展望しました収支率が三%ぐらい落ちる、こういう話がございました。こういうことがありながらも、一面ではどんどんどんな技術が進歩するのにも料金が高くなる、あるいはもつと下げられる、こういう話がユーザーその他、一般のマスコミ等にも出られてございしますが、この収支率の展望について、これは五カ年で中から中期計画的な展望なんです、その先の方についても同じような傾向でいくというふうにお考え、お見通しでしょうかということが一つなんです。

それからもう一つは、国際電報はわりあい経営状態が健全である、健全であるから一面では料金を下げるとかという意見がないわけではなく、すね。これはあるんですけれども、しかし、その部分は激化する八〇年代の情報通信産業の国際競争等に対しての備え、準備をしたい、この二つです。特に後段の方については大臣にも見解を聞きたいんですが、これはね。

KDD料金が安い、安いという話もありますけれども、とにかく私たちが見ている限りは、アメリカにしても、さっきお話がありましたCDCの横やりをいたしました。要するに情報通信産業の八〇年代の国際的需給関係というものを、だから当然あつてやるべきことを押さえてかかるわけでしょうから、やはりそれに負けない設備などが要するわけですね。ですから、これはやっぱり板野さんと大臣の腹構えとしまして、大臣は料金を下げざるに使つちまうと、こうおっしゃるのか、やっぱりに後段の問題について聞きたい。

前の方の収支状況については、これは板野さんの方から聞きたい。二つのことをまず聞きます。

○参考人(板野肇君) お答え申し上げます。

私ども、非常に電気通信の技術が進展をしまして需要の構造的変化がございします。構造的変化というのは、ファクシミリとか、データ通信というものの率がどんどんふえますと、こういうことでございまして、そういうふうなデータ通信というふうなもの、百字当たりの平均の収入というのは先ほど申し上げたとおりでございまして、だんだん安くなるわけですから、それが収益面にも響いてきます。したがしまして、この五カ年の予測では、総収支率というものは約三%程度いままらでも落ちるんじゃないか。これは過去四年間、昭和四十九年から見ますと、昭和四十九年七%程度でしたが、これが五十三年度で五・九%と落ちております。だから、そういうことを私どもは十分念頭に置きながら今後の財政の問題、あるいは私どもの収入ができるだけ落ちないような工夫も講じていかなきゃならぬ、こういうことでございします。

一方、外国との競争もいろいろございします。そういう面につきましても、私どももいたしまして、先ほど前田先生にもいろいろお答えいたしましたように、あらゆる方法を講じまして利用率の増加を図ると同時に、経営の健全化ということに努めてまいりたい、こういう意味におきまして、現在の私どもの経営財政基盤というものがこれからの経済のいろんな変動、電気技術の革新によるいろんな構造変化というものがどういふような影響を与えるかというものをじっくり長期的に検討いたしまして、そういうことをいろいろ利用の料金といたしまして、それから合理化といひますか、こういういろいろな面を慎重に検討していきたい、こういうふうに考えておる次第でございします。

○国務大臣(白濱仁吉君) いまお話しがございまして、非常に日進月歩のこの時代にあつて、どういふふうなことをして進めばいいかというふうなことも、財源が必要になることは、これはもうもとよりでございします。したがしまして、私どももそういうことに対処できるように、いろいろ料金その他の面についても御議論がある

ただその場合に、法そのものの改正をお願いをしなければならぬような点と、それから現在の法制の中での運用と申しますか、そのやり方をもう一辺洗い直してみることで対応できる部分と両方あるかと思いますが、その両者を含めまして、実は昨年からもその検討を私も行ってきたわけでございますけれども、本年度も何と申しますか、原点に返ったような立場でこの問題をもう一遍整理をして、各方面の御意見等もいろいろ十分お聞きしながら、できる限りのコンセンサスを得てこの問題の整備を図りまして、これからのいわゆるデータ通信と申しますか、情報化社会の進展に法の方が、制度の方がおくれをとらないように、そういうふうにしていきたいと思ひまして、現在努力をしておりますのでございます。

○大木正吾君 去年のたしか四月の同じ通信委員会だと思ひますが、案納委員の方からの御質問がたしか同じ趣旨であつたかと思ひますけれども、あの当時は服部大臣余りはっきりしたお答えがなかつたように記録では拝見してゐるんですが、いまの監理官のお答え、承り方なんですが、要するに、私はこの五十五条十三の趣旨というものは、個人なり企業の持つてゐる秘密なり、あるいは利益とか、利害関係とか、そういったものを守るためにできており、もつと古く言えば、公衆法の原法律といひますか、原出発というものは、公衆電気通信法という昔の、まあいけば戦争時代の、あるいは明治時代のものもございまして、からね、やっぱり他人に対して通信の秘密を漏らしちゃいけないという、いへば考え方の筋が一本通つてゐると思ひます。

ですから、この五十五条の読み方の場合には、そういうことまで延長することはないと思ひますけれども、この五十五条の骨組みをばらばらにしてしまひますと、さつき前田委員が質問された、郵政省が中心で物を考えたかどうかという問題とは大変違つてきますんでね、技術的な面での再検討を加えるものがあるとは思ひますけれども、骨組みを変えることはないという

ふうに理解してよろしうございしますか。

○政府委員(寺島角夫君) 公衆法五十五条の十三の趣旨を要するところがあるのか、ないのかという御趣旨かと存じますが、先ほどお答え申し上げましたように、このデータ通信の現在の制度全体につきまして、もう一遍いろんな角度から考え直し、そしてまた、いろんな御意見等も、その中には現実に公衆電気通信を行つております公社、KDDもございまして、まあユーザーという立場のものもございまして、そういった各方面の意見等も十分に聞きながら問題点を洗い出して、それでどういうふうに対処していくかというのを考えていきたいというふうに考えておるのが現在の段階でございます。

○大木正吾君 というような答えだけで黙つておられますとね、これはもう法そのものがばらばらになつてしまふこともあり得ると、こうとれるわけなんです。ですから、郵政省が管轄をしますこの電気通信なり、電波のそういったものにつきましては、所管と筋が一本通つてましてね、その中で、まあ十年たつてますから、やっぱりそういうものとの見合はないものがあつた場合には手直しが若干要る、こういうことならわかるんです。

わかるんですけれども、いまの監理官の答えですと、この法律自身をばらばらにしてしまつて、通産省が郵政省か、あるいはほかの省かわかりませんが、どこかの省でも取り合ひして、そして、もう個人なり企業の秘密も、利害関係も全く守れぬ状態になつてしまふという、そういうような法改正の方向まで含んでいられるかどうか。含んでいたら、後ほど聞きますプライバシー問題等が絡んで大変なことになるわけですね。

だから、そのことの私の質問の趣旨もちょっと不分明だったかも知れませんが、要するにこの法律の骨組みまで含めて変えちゃうかどうか。再検討は結構ですよ。結構ですが、骨組みを変えようか、そこそこだけもう一遍聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(寺島角夫君) ばらばらにする、あるいは骨組みを変えようというふうなことを一つの前提として検討する、あるいはそういうことを現に考えておると、そういうことはございせん。

○大木正吾君 わかりました。そこで、もう一つ監理官に伺ひますけれども、最近国内ユーザーから出ているいろんなキャンペーンなり資料がございまして、これに絡んで郵政省に申し入れて正式に回線開放の要請とか、あるいは申し入れといひますが、そういうものはあつたんでしょうか、なかつたんでしょうか。これは国際電報ではないと思ひますが、国際電報にあつたら筋違いだと思ひますが、郵政省じゃないかと思ひますが、そういうものが――ただこれは資料だけだつたんでしょ。正式に郵政大臣の要請等があつたんでございましょうか。なかつたんでしょ。

○政府委員(寺島角夫君) ユーザー等から回線開放等につきましても要望といひますが、そういう希望があるというものはいろんな形で承知をいたしておりますが、その公式と申しますとちょっとその意味合いがあれでございまして、たとへばユーザー白書というふうな形でこういう意見があるよというものが私どもの方に届けられてゐることはございします。

○大木正吾君 その辺の対応の仕方なんですけれども、やっぱり役人がやつてゐる仕事は非常に苦しくてサービスが悪くて、こういうふうにする一般にとられがちです。ただ、KDDは、とにかくかつては通産省内で国内の電電公社と一緒の仕事をしておつたわけでございますけれども、民間会社ですから、ですから民間会社におけるサービスに對しまして、料金もアメリカの二・五倍ぐらい高いとか、あるいは独占的なことでけしからぬとか、まあ大企業本位でもつてうまいやつてゐるやうなやつとか、たくさんこんな書いてございしますね。あれについて監理官、監理官として何か御所見を発表されたなり、あるいは御感想をお持ちだつたらちよつと聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(寺島角夫君) ユーザー白書と呼ばれておりますものの件と存じますけれども、実はユーザー白書も私どもの手元に届いておりまして、それを作成いたしました当事者から直接にその内容につきまして十分に話を聞くということはまだ行われておりません。

したがひまして、コメントというものは大変にきつとした形ではしにくいわけでございましてけれども、あつたにしろんな問題が述べられておるわけでございまして、法に絡む問題もございまして、あるいは現在の法制下で、NTTなり、あるいはKDD等が対応いたします対応の仕方等についての苦情といひますが、そういったものもあるように思ひますが、いざいざの立場から見ました提言、あるいは一つの意見、あるいは苦情といふものとして、われわれはそれを率直に正當に受けとめて、その中で私どもが改善をしなければならぬ点があるならばそれをしなければいけないという点で、NTT、KDD等にもそういう話をしておるところでございします。

○大木正吾君 具体的な事例なんですけれども、ユーザー白書をちよつと拝見いたしますと、日本の国際電信電話料金、これはどの部分を言つてゐるのかわかりませんが、アメリカのものを一〇〇にしますと二五八ですか、二・五八倍だと、こういう話がユーザー白書の中に出てきます。KDDが出しましたいろんなこの資料を、さつきお話をちよつとありましたところの国際通商問題とバランスなどを換算していきまして、KDDが出した資料、これはいつのものかちよつと日にちははつきりしませんが、一六一という、一・六一倍という指数が出てきてゐるわけですね。ですから、そういったこの料金という問題はわりあいに、通信の中身のことはわからぬけれども、料金がKDDはけしからぬ、隠してゐると

人から申しましたように、たとえば公聴会とかなんとかいう問題までもつれ込みますと、あるいは来年までかかる可能性はなきにしもあらずということとは考えられると思います。

○大木正吾君 なぜこういうことを聞くかといいますと、ユーザーの中でもたとえばタイムズのバンクと提携しています日本経済新聞ですね、この前の社長で、いま会長ですが、円城寺社長だったとき、私も知っておったんですが、電話がかってきて、あれどうなるんですかという話も実は来ていたんですから、恐らく十月ごろじゃないですかという話らよつとしたら、困ったという話もありまして、その間に日本のこの種の困っている方が外国のものを利用するようなことになつてしまつたんじゃないかと、これ大変なことですから、そういうことのないようにひとつ活発にFCCの動向等も調べて対策を練っておかないと大変な問題になりますからね、そのことを御忠告申し上げておきたいわけです。

○参考人(大島信太郎君) その辺も十分考慮いたしまして、われわれとしても直接には当たれませんが、十分そういう意向を反映するようにいたしておきますし、また、アメリカの情報処理業者でありますロッキードとか、それからSDCという大きい処理業者がございます。これ自身もCDCの申し立て及びADAPSOの申し立てというものは公共の利益に反するというので、向こうの処理業者自身がFCCに対してコメントを出してありますし、そういうことで日本の利害関係だけでなくて、アメリカ内でもこういうものをストップさせたいかぬという意見もあるようでございますので、なるべく早く解決することを念願しております。

○大木正吾君 しつこく聞いておりますことは、最近の電電の物品問題等もございまして、白濱大臣大分がんばったんだけれども、なかなかこれむずかしい感じなんですよ。だから、アメリカかというの、最近はどう自分の国のためなら何でもかんでもやってきますから、少し甘い観測だけ

はされなくて要注意していただきたいことでしつこく伺いました。

も、まして、日本側のこの主張の場合ですけれども、まさに国際的な条約とか勧告とか、そういう問題にのつとつて話をされているわけですから、これはあれですか、この種の問題については、国際機関に対してKDDの立場というものを、もつと広くキャンペーンするといましようか、あるいはこういういった事情になつておるといふ話をアメリカと最初始めるからという形でもって、ほかのECCとかあるいはアジア関係——このデータちよつと拝見しますと、KDDがつき合っているシェアの半分ぐらい大体アジア関係が多いですからね、そういう関係の向きに對してもつと広く実情というものを訴える必要はないですか。

○参考人(大島信太郎君) これは先生御承知のとおり、CICITという国際機関の通信関係の場が出ておまして、そこではすでにD1という勧告がございまして、これは一つのコンピュータセンター、そのセンターの中には幾つかコンピュータがあつてもよろしいわけですが、センタースペースして処理を受けて返す、それ以外のメッセージスイッチングをやつちやいかぬというのとはつきり勧告が出ておまして、CDCはそれに違反しているというのを言つてきておりますが、これは筋違いでございます。

これはいまその関連の会議がジュネーブで行われておまして、アメリカの代表の中にはADAPSOからの代表も出ておりますけれども、そういう問題でやはりそういうKDDの違反の問題なんかは全然出ておらずで、むしろD1勧告はそのまま存続しておりますので、これはひとつも国際条約、いわゆる国際の勧告に違反していることは全然ございせんし、それから、先ほど申しましたように、専用線をKDDはやるんではないか、やめてわれわれに不利を与えるんじゃないかという主張も間違つておまして、やめることはありませぬので、非常に間違つた考え方のものに出されているという感が深いわけでございます。

ます。

○大木正吾君 ちよつとこれ、監理官なり板野さんに伺いたいのですけれども、このVENUS計画が仮に実行に入つた場合、結局料金面で今度は量的な計算方法をとりますから、そういう意味合いでもって反対しているのか、あるいは私の次の質問に絡むんですけれども、国際的な条約や勧告に對しましてヨーロッパの動向とか、あるいは北ヨーロッパその他世界の各国の状況が、この情報関係に對する国内の制限規定を緩めていくという、そういう方向などについて、アメリカなどは読んだ上でもってあえてやっているとしようか、私の心配の方は、少し過大な言いましようか、私の心配し過ぎでしようかどうか。料金問題あるのか、先行きの方向を見て問題あえてこうやっているのか、その辺のことは御判断どうですか。

○参考人(大島信太郎君) これは推測の域を出ないわけでございますけれども、CDCとしては、アメリカ国内五カ所ぐらいコンピュータセンターを持つておるわけでございます。それで日本からある一つのコンピュータセンターに専用線を接続して、そこで処理されて返すことだけ許されたんではほかのサービスができない、だから五つのそのコンピュータセンターまでメッセージスイッチングをやらして、その各五つのコンピュータセンターのサービスも同時に日本でやりたいというところの問題があるんじゃないかと思ひます。

ですから、その一つのコンピュータセンターからくし刺しにして次のところへ動いていくというところは、すなわちそこでメッセージスイッチングをやるといふことになりまして、現在メッセージスイッチングを許されておきますのはキャリアアだけでございまして、そこへ問題が起つてくるというところでございまして。

これはヨーロッパでもそういうことは各主管庁で厳しくやっておりますし、CICIT勧告でも、これはメッセージスイッチングは勧告で禁止しておるわけでございますので、そうなれば、C

Dは複數、五本の専用線を日本に持つていくか、あるいは逆に言えば今度のICASに加入していただければどのコンピュータでもICASはつないであげられるわけですから、ICASに對する加入によつてその面は解消していくという問題ありますけれども、CDCは一〇〇%の小さな社を日本につくつておきますから、そうなること、そこに設定した専用線が余り使われなくなる可能性も出てくるというような問題もあるんじゃないかというところは考えられます。

○大木正吾君 大臣にこれは伺つておきたいのですが、やっぱりいまちよつとこうお話ししています、国際条約なり勧告なり、通信というものがお互いに、アメリカにはアメリカなりの若干日本と違つたあれがありますが、日本は日本なりのものを持つておるし、ヨーロッパは大体日本と似ている状態だと思ひますけれども、主権の侵害という、これはさきやかな問題のように見えますけれども、いま仮に六月に決着がつく十月に決着がつくか別にしまして、アメリカのCDCのとおつておる行動というものは、明らかにこれは通信というものの對する、国内主権に對する侵害ということも言えないこともないわけなんです。

そこで、近くサミットが開かれるわけですね。通信関係の人も来ると思ひます。アメリカは幸いにしまして国内と國際が全部一緒の会社ですから、そういう関係も含めて、私はなるべく早急に、この問題については向こうの言い分にやっぱり理がないんですから、そこところは大臣の責任でもつてひとつ解決するように、大臣努力していただかせんか。

○政府委員(寺島角夫君) 大臣のお答えの前に、一言郵政省の考え方を申し上げておきたいと思ひますが、ただいまKDDの方からお答えがございましたように、CDC等がFCCにいわゆる否認の請願をいたしました。これは御案内のとおりアメリカの国内法の手続を踏んだ上での処理でございますので、この扱いはFCCの方で扱うということになるわけでございますので、その限りにおき

ましてはアメリカの国内法の問題ということになろうかと思ひますけれども、その動向等につきましては私も非常に興味を持っておりまして、先ほど先生御指摘のとおり、四月の十一日でございますが、そういう否認の請願が行われたという情報を入手いたしましたので、正式にFCCに對しましてその状況等についての資料を求めております。

その資料等、現在までに参っております限りにおきましては、先ほどKDDからお答えございましたようなCDCの否認の趣旨というものは大体御説明になったとおりでございますが、その後の反論、さらにそれに対する再反論というところにつきましてはまだ入手をいたしておりません。それで、今後の扱い等についてのFCCの見通し等につきましては、状況を見てFCCにさらに照会をして見通しをとりたいというふうに考えておるわけでございます。

○國務大臣(白濱仁吉君) 御指摘の問題については、特に通信の問題に關係することにつきましては、私も主権の問題にも關係することでございますから、十分注意して対処したいと思つて、いま省を挙げて私どもも神経を張り詰めておるところでございますが、なおお気づきの点がありまして私どもにも御注意していただきたいと思ひます。

○大木正吾君 サミットで何もアメリカの言い分なりE.C.の袋だたきに遭うだけだかやないですから、たまには逆襲してやつて、かみついて、向こうのやり方がひどいときには頭を下げてもらふことがあつてもいいわけですから、大臣にぜひそのことをよろしくお願いしておきます。

さて、私の質問の最後の項目ですが、前田委員の先ほどのことにも関連いたしまして、大臣にまず最初伺いたいんですが、時代の趨勢というものは、やっぱり情報化時代ということで、資源の節約なども関連いたしたしように、いずれにいたしましても通信回線の開放の、もっと開放しろというものと、あるいはたくさん情報というものを

をもっと欲しがったり、あるいはためたり、そういうふうに動いていくと思ふんですけれども、大臣どうですか、こういった意味合いでもって、郵政大臣を担当されて、まさしくこれから八〇年代へ入るんですから、所管大臣として、要するに情報化時代に対する日本の関係産業、これ全体に對して国際レベルに負けない、あるいはむしろその国際レベルから上の方へいくような状態にすべての問題につきましてこの関係産業を育成していましようか、もっと充実させていく、こういったお気持ちはお持ちでございますか。

○國務大臣(白濱仁吉君) これは一通信関係その他ばかりではございませんで、日本が資源に非常に乏しい国でございますから、私どもは頭脳、技術というものを世界に向かって売る以外に生きる道はないというのが私の日ごろの考え方でございますので、当然いま御指摘の問題などにつきましては、日進月歩のこの技術の面をどうして取り入れ、同時にこれをもっと前進させて世界の平和に貢献しながらわれわれが生きていくかということについては大いに關心を持っておるわけでございまして、一層今後とも努力してまいりたいと考えております。

○大木正吾君 これはこの資料がわかりません、私のところに入ってきたんですけれども、アメリカはやはり国内的にも国内的な規制を緩和しようという動きが一つ書いてありますが、同時にこの動きをヨーロッパ、E.C.、北欧等に広げていくという動向が見えるわけですね。ですから、日本の場合に、さつき監理官に質問いたしたけれども、そういつた要するにアメリカの動向とか、E.C.なり北欧の動向について、データを含め、データ通信を中心とする回線の開放をだんだんしていくというふうな国際的な雰囲気といましようか、そういったものに受けていっているのか、あるいはアメリカが勝手にやっていると、こういうふうな考えでいいのかどうか、監理官ですからその程度のことはおわかりだと思ふのですけれども、その辺の感觸はどうですか。

○政府委員(寺島角夫君) 御指摘のとおり、諸外国のデータの状況等につきましては、われわれといたしましても当然にいろいろな角度から把握をしなければならぬ問題と考へておりますわけでありませうけれども、現在のところ必ずしも十分にその情報を得られていないうらみもございまして、まことに申しわけございませんが、先生御指摘の点に關しまして、世界の大勢としてどういう方向に動いておるといふふうに断定的に申し上げるまでのもの自信がございませんのでお許しをいただきたいと思ひます。

○参考人(板野學君) 私からひとつ……。最近この問題につきまして、私の方もアメリカ、ヨーロッパ方面に調査団を派遣いたしましたので、先月中心を帰つてまいりました。郵政省の方にはまだ御報告上げておらないので、私どものこれは感觸ですけれども、私どものこのわけでございますけれども、私のところではいろいろ調べたところでは、この問題はアメリカにおいてこれはまだ、アメリカの新しい通信法の改正が八一年にならないうちになかなかよくわからない、アメリカ自体はこれはもう本當の意味の開放をすべきか、あるいはどうかというところで非常に大きなそこはまだ論争がある、公聴会を何回も開かなかいかな、こういう状況でございます。しかし、もともとアメリカという国はいわゆる自由競争というところに非常に大きな力点がございまして、アメリカ国内においてはそういう意向が相当強いというところは言えると思ひます。

それからヨーロッパ方面におきましては、これはE.C.諸国、特にドイツ、フランス等におきましては、こういうC.I.T.T.の規則を十分に守つて、こういう通信回線の開放をキャリア以外のものにやるというところは非常に大きな問題だから、これはできるだけ厳重に守つていきたいのだというところで、特にドイツの主管庁あたりはそういう考え方を持っております。また最近、フランスの大統領に対する大蔵省関係の高官の報告書が出ておりますけれども、そ

れを見てみますと、やはり通信権というものは国の主権であるので、それをみだりに外から侵されるようなことはするべきではない、したがって、これは十分に国家としても、いわゆる先ほど先生がおっしゃいましたように、プライバシーの問題もあれば企業機密の問題もあるし、またその国の通信業務の保護育成という一つの問題もあるもので、こういう点を十分に考へて、フランス政府としてはそういう方向にやるべきだということをして大統領の報告書にも書いてあるような次第でございますので、大体ヨーロッパはアメリカ的な自由競争の考え方ではない、こういうふうに私どもは調査の結果了承しておりますけれども、さらに今後とも十分そういう点を検討いたしまして郵政省にも御報告申し上げ、いろいろな点で私どもも検討を続けていきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○大木正吾君 社長の御努力は敬服いたしますが、ただ私たちが心配いたしますことは、やはり産業というものは、これは人類が生きていく限りは、それが高成長であれ低成長でありましても、成長を止めていくわけですから、その中に占める情報を握れば国を制する、産業を制する、地球を制するかわかりませんけれども、その意味合いでもって恐らくここ十年間ぐらいの間に、さつきも板野さんおっしゃったのですが、ともかくにもものすごい情報産業の飛躍といましようか、豊富などいまいましようか、データを蓄積したり、売ったり買ったり、そういったことが始まると思ふんです。

そうしますと、いまおっしゃった研究なり、あるいは国際情報キャッチは、フランスの大統領のお話わかりましたけれども、とにかくしよつちゅうやっぱり監視なり連携をしておきまさんと、必ずこの問題はどこから大きな水が漏れてくる心配がございまして、私はむしろいろいろの国際勸告、条約もございまして、同時に国内法規もございまして、そういう産業の相当大きなシェアを占めている問題との關係におきまして

この問題について御忠告申し上げておきたいし、御努力をお願いしておきたいんですが、二つ具体的に実は困る問題が出てくるわけでございます。

一つは言葉の問題なんです。これは国際電報から伺いたいんですが、日本語というのは公用語になっていないわけでありまして、情報をもし日本が売ったり買ったりする場合に、日本でもしもつくったいろんな新しい機械とか、あるいは薬に

してもそうでしょうし、いろんな医療技術などでもいいでしょうけれども、そういったもの等につきてきまして、国際的に公用語になっていない日本の立場は、情報化時代に立ちおくれる心配がないか、あるか。その辺について、KDDの方々は英語の専門家、外国語の専門家ですから、おまえらが少しおかれているということになるかもしれませんけれども、日本語を公用語にしない場合に、情報化時代に立ちおくれを来さないかどうか、その点どうでしょうか。

○参考人(大島信太郎君) これは非常に重要な資
質問題だと思います。

現在この問題は日本のいろんな情報産業を阻害している一つの大きな問題でございまして、これは例のコンピュータのプログラムの問題でもこれが起こっておりまして、外国ではタイプライターをどんどんたたきさえて、そしてこれをあと専門家に渡しますとプログラムができてしまう。ところが、日本語で漢字のタイプライターがたくさんは大変なこととございまして、ここで非常な問題が起こってくるというのが一つでございまして、データベースに情報を入れる場合に、外国に売る場合にはやっぱり英語に翻訳をしなければいけませんというハンディキャップを日本はしょうだるうということとございます。それからもう一つ、外国から取りましたデータをやはり日本語に翻訳するという一段階は必ず存在すると思えます。

ただ、そこで一番大きな進歩と申しますのは、例のアルファベットを使いました、いわゆるローマ字で書かれました文章が漢字かなまじりの文章になす技術が相当最近発達してまいりまして、こ

れが相当役に立つし、それからある程度の情報をデータベースにアクセスするときの処理の方法は言語が相当限定されておりますので、非常に簡単な翻訳機が使える場合が相当あり得る、そういうものを早速に日本では開発する必要があるだろうと考えております。いずれにしましても多少のハンディキャップは免れないということでございます。

○大木正吾君 これは外務委員会で言うことなんですけれども、外務省の方いないからしようがないんですが、大臣、やっぱりこれ、日本語をGNPで資本主義の国では世界第二位とか第三位とかおっしゃるわけですから、OECDとかいろいろんな国際機関にもずいぶんたくさん金を出しているわけです、最近。だから、日本語を公用語にする運動ぐらいいは大臣あたりひとつ音頭取りやりまして、新しい時代には日本語が公用語でないと大変まずいぞという話を少し言ってもらいたいという気持ちもするんです。

このことはさておきまして、次の具体的なこと

でプライバシーの問題なんです。ここにこれ掲げてきたんですが、私まだ読んでいませんけれども日本の国内でこれはつくったものですが、行政管理局の管理局が監修した「世界のプライバシー法」というものがあるんですが、これ恐らく青島先生とか、その他読んだ方おられると思うんですが、私まだ中身読んでいませんが、ただ、中ちよつと拝見いたしますと、アメリカとかスウェーデンとか、あるいはカナダ、フランス、デンマーク、ノルウェー等は、実効の上がっているか上がつていないか別ですけれども、一応法の制定は十四年ごろから始まってずっとできておりまして、現在準備中という国がイギリスを初めとしてオーストラリア、ニュージーランド等を含めて十体十一カ国ぐらいあるわけですね。

これは何か途中でをもって、各省庁は二、三年前に検討し始めたけれども、金がかかり過ぎてとて、もだめだということではぶん投げたという話も聞いているんですが、この問題、これは情報化時代に

入っていきますと、どんな情報はたくさん出てくるわ、売ったり、買ったり激しくなるわ、欲しいものもあるわ、しかし、信条とか、宗教とか、財産とか、あるいは技術、あるいは教育者なり発明家、その他そういうた方のプライバシーというものを守るために日本で法制化の準備——これは郵政省の担当かどうかわかりませんが、情報化時代とプライバシーとは切っても切り離せない問題ですからね、もし検討している中身がございましたら聞かしてほしいんです。

○政府委員(林二也君) ただいまも御指摘のごさ
いしましたように、情報化の進展とともに、特に個
人のプライバシーの保護につきまして重要な意味
を持ちますことにつきましては、私どももつとに
認識いたしておるところでございます。現在プ
ライバシー保護対策に関する関係省庁連絡会議と
いうものを設けてございまして、寄り寄り検討中
でございますけれども、何せこの問題につきまし
ては、通信の領域におけるプライバシー保護の問
題にとどまらず、広くその他の分野におきますと
ころのプライバシー保護の問題にもかかわる多岐
にわたる問題でもございますし、関係省庁も実は
十一省庁というように、大変広い範囲にわたります
ところの協議会ということになっておるわけで
ございます。

現在までに数回以上にわたりますところの

性とその緊急性につきましては十分認識しつつも、問題の多岐にわたることとの関連におきまして、その結論を得るまでにはいましばらくの日時を要する状況でございます。その点今後その取りまとめに郵政省といたしましても鋭意取り組んでいく考えでございますけれども、なおしばらくの日時をおかしたいただきたいというように考えるわけでございます。

○大木正吾君 主管官庁はどこになりますか、これ

○政府委員(林乙也君) 一応現在世話役官庁とい
たしましては、行政管理庁がその世話役官庁とな

○大木正吾君　できましたら、これは速記録じやなくても結構ですから、出席されている方々のお名前などを、差し支えなかつたら後で伺わしていただきまして、私自身もこれ、単に個人の問題も非常に大事な問題ですけれども、企業間の結局情報関係の入り乱れとか、盗用といひましようか、そういったことなどが出てきますと、裁判をしよ

うといつても根拠法律は何もないというところもございまして、大変な経済社会の混乱も起きかねないということも心配するんですよ。国際電電の方はどんどん新しい投資をして、恐らく八二年ごろになりましたら相当に世界、アメリカに負けないうぐらいのものをつくっていると思うんですよ。

そのときになって、日本はプライバシーに関する個人、企業に両方に絡む法律が何もないということは、これはやっぱり世界の恥ざしになりますから、だからその意味合いでぜひ非公式で結構ですから、私の方からも行管庁を少しプッシュしていかなきゃいけないと思うんです。ですから、その意味合いで、もし差し支えなかったら、関係者の、行管庁の担当者だけでも結構ですから伺わしていただきたいことをお願いしたい。

同時に、大臣なり監理官の方でもそのことについて、とにかく会合だけは十何回やっただと言つて

みましても、一体いつになったら法制化なら法案の概案的なものができるかどうか、そういう見通しはきょう聞かなければ私にはしょうがないですけれども、その程度の話ならしょうがないです。からこの次にしますけれども、この次には、大體法案の概要なり大筋はこういうものだということの説明なり、いつの時期に法律案が国会に出せるのか、そういうことを出してもらわぬと、こっちの方は国際競争に負けちゃならぬといつて一生懸命やっている。情報の方は話だけはこう重ねていられるけれども、全然話の中身が詰まっていけないわけでは、これはもうしょうがないですからね。ここには例をたくさん行管庁も出しているわけですが、そういうものを参考にしていただきまして、ぜひ

早くこの問題については方向づけをしていただきたいことをお願いしておきたいんです。

最後になりますが、これは大臣にお願いでございますけれども、前田君と同じなんです、機情法問題ということが、大臣になられる前でございすけれども、昨年の国会で問題になりました。これは明らかに通産省の方で準備された法律なんです、類似しました法律が、データ関係問題等を中心として今国会に、この委員会に出そうという準備もあつたはずなんです。

ですから、私が考えますのに、この種のもはいまのブライパシーもそうだけれども、通産と郵政、郵政と通産でもってお互いに、何か外から見ていますと、要するに自分たちの陣取り合戦というか、自分たちの方の主権というか、とにかく仕事の分捕り合いという感じがなきにしもあらずなんです。

しかし私は、やっぱりこの問題は明治初めから始まった日本の電気通信事業ですからね。これを基幹にして動いている情報産業ですから、それは江崎さんのところでもって熱心なこと結構ですけれども、やっぱり郵政省を中心とし、国内的には電電公社、国際的にはKDDを中心としまして、この種の問題については法体系なり行政機構というものを整備をしてみたい、そういうふうな考えていますので、何かあつちこち引張り合いをしているという感じが国民の中にもございすし、私たち議員の中にもあるわけです。

こういった仕事の形式としますれば、アメリカは大体こういった電信電話の場合には民営ですが、ECや日本は全部大団営関係が多いわけですからね。そういうことを考えていただきたいと思います。なるべく国民的と言いたいんですけれども、関係省庁間の合意というものを経て、そして、外国に對しては通産省の局長の言ったことと、郵政省の監理官のおっしゃったことが違っているという感じが、私はこれはちよつと聞いたことで、実際にだれがどう言ったという話じゃありません。いまの監理官じゃないわけですが、そういうこと

じやこれは困るんでして、外国の人と話し合ってきたときに、大木さん、そう言ったってあんな、通産省のこの方はこう言っています、前の監理官の方は別ですと、こういう話が出てきますと、まるっきり日本の国内でもってお互いになら張り争いをしているとして、みっともなく話にならなわけなんです。

ですから、白濱大臣お願いしたいんですけれども、ぜひ国民的合意の象徴としまして、江崎さんの方と話を詰めていただいて、関係する法律の提案につきましては十分な調整をしていただきまして、そして、その場合には白濱大臣が中心となつてこの種の問題について、要するに機械情報関係産業ですから、そういったものについて、通信機械情報産業なんですから、そういうことを十分に意で問題を出していただきたい。このことを最後に大臣に所見を含めて伺ひまして、終わらしていただきます。

○國務大臣(白濱仁吉君) 非常に国にとりまして、私も、私どもにとりましても重大な問題を含めていま御注意もございまして、私どもも十分その心算を今後努力していきたいと考へます。いろいろ計画しますと、最近のように縦割り行政という関係もありまして、なかなかまとまりにくい点が非常に多いということを、私ども覚悟しております。でもかねがねそれを考へておつたわけでありまして、そういうふうなことも私ども十分心得ておりますので、一生懸命、先ほどの前田委員の御注意もあつて、注意をして努力をしていきたいと考えております。

○大木正吾君 終わります。

○香脱タケ子君 それでは、私は実は昨年の十月の十三日に本院の決算委員会に質疑を行いましたKDDの労務対策についてお伺ひをしたと思つております。

決算委員会の当日は、委員会運営の御都合で、KDDの皆さん方に御出席を得られないままで審議がなされました。事がきわめて重大な問題点だ

と思ひますので、私は欠席裁判のままでこれはKDDにとつてもよろしくなろうと思ひますので、きょうは事実関係について皆さん方に御確認をいただいて、そして対策をお伺ひしたい、そう思つておるわけでございます。

で、よく集約的にまとめて申し上げますと、私が昨年の十月にお尋ねを申し上げました内容といふますのは、KDDの労務対策の中で非常に重大だと思ひますのは、憲法十四条違反、あるいは労基法三条違反の疑いのあるような具体的事実がでてきておりましたので、これを示しまして、大臣にKDDという公共的な性格を持つ会社でこういう法違反の疑いのあるような労務対策が横行するというのは重大だと、だからこういうことはやめさせなさいということで大木氏の御所見をたしたのでございす。

で、当時の服部前郵政大臣のお答えの最終的なお答えを、これは正確に申し上げた方がよろしいので会議録によつて申し上げます。服部前大臣がこうおっしゃつておられます。「私は香脱先生の御発言は万々一間違つたことではないと思ひますが、そのまゝここでよくわかりましたと言えない立場を御理解いただきたい。したがつて、十二分に資料の提出を求めるなり、いろいろの方法で入手する努力をし、万々一手に入らなかつた場合には、また御発言どおりに借用いたしまして、しさい検討し、この実態も監督官庁でありますから十分調査し、意見も聴取し、最終的には労働省ともこれまたよく相談をし、いろんな機関と緊密な連携をとつて、適当な、適切な結論を出したい、かように考へております。」という御答弁をいただいております。

そこで、大臣がかわつておられるわけでございますけれども、当然引き継いでいただいておりますというところでございまして、このお答えについて、郵政省としての御見解はどうなのかですね、簡単にお伺ひをさせていただきます。

○政府委員(寺島角夫君) 委員長。

○香脱タケ子君 これはちよつと大臣に、大臣の

お答えの引き継ぎでございますから。

○國務大臣(白濱仁吉君) 監理官から。

○政府委員(寺島角夫君) ただいま先生お話しございましたように、昨年十月の決算委員会に御指摘のございました問題につきまして、先ほどの、当時の服部大臣のお答えにもございましたように、われわれといたしまして早速KDDに對しましてこの問題を十分調査をするように指示をいたしましたところでございます。

そこで、KDDがすぐに調査を開始をしたわけでございますけれども、御案内のとおり何分古い事案でもございましたので、資料の入手できないもの、あるいは関係者の記憶が定かでないもの等もあつたようでございすけれども、全体といたしまして、KDDといたしまして誠意をもつて調査をいたしたと考へておりますので、その調査結果につきましては、直接KDDの方から御説明をさしたいと思ひますので、どうか御了解いただきたいと思ひます。

○香脱タケ子君 それでは、具体的にはKDDに。この前の御質疑のときには来ていただいておりませんでしたが、具体的にちよつとお尋ねをしたいと思ひますが、私が昨年の十月に御指摘を申し上げた資料が幾つかございす。ちよつと取り上げた資料名を申し上げますから、そういうものがあつたかどうかですね、御調査なさつたのかどうかという点についてお聞きをしたい。

一つは、昭和四十年一月の「労使関係健全化のための方針」、これはあつたかどうか、これは国際電信電話株式会社。時間があんまりありませんからまとめてお伺ひしますが、もう一つは、昭和四十一年の十一月十九日付の「労務管理資料」ですね。第五回東京大阪関西局労務懇談会要旨、これの発行は職員部労務課。それから私が指摘をした三つの資料は、昭和四十七年の一、二月期の「月間労務概況」、それからもう一つは、職員の考課表というんですか、日常記録、こういうもの

をやっておるらしいが、ということでも私指摘をしたんですが、まずその四つについて、御調査をいたさしましたかどうかを最初にお伺いしたい。

○参考人(井上洋一君) お答え申し上げます。

ただいまの御指摘の資料につきまして調査を実施いたしました。いろいろ調査いたしました。何分にも十年以上経過しておりますので、第一番に御指摘の「労使関係健全化のための方針」及び二番目の「労務管理資料」、三番目の「月間労働概況」、この三つにつきましては、用済み後廃棄処分のものでございまして、会社に文書として保管したものがございましてした。したがって、原文、本物という会社のそのものはありませんでした。そういう事情でございまして、それから四番目に御指摘の、職員の考課関係といまして現場で使っております日常記録表、これにつきましては、これも短期間しか保存してございまして、御指摘のものにつきましてのものも調査したわけですが、これも廃棄処分になってございまして入手はできなかったわけでありまして、調査の結果はそうでございまして、これらにつきましてそれぞれ印刷物として出ておりましたものでございまして、それらの本物ではございませんが、その印刷物の写しを入手いたしましたに調べました。

以上、簡単にそのあったことにつきましてちょっと申し上げました。

○参考人(井上洋一君) これは何年前のことでございますが、労使関係の問題でございまして、先生御指摘のとおり非常に重要な資料でございまして、当時といたしましての問題でございまして、労使関係年々生々発展してございまして、そういうふうなことから、その労使問題といいますが、これは毎年私どもの方で検討を加え、会社としてどうすべきかということをやっておりますので、当時の問題といたしましてそうであつたらしいやうでございまして、これは現在現在の方針でまた現在の労使関係、非常に相互の信頼関係、こういうものを基準に処理してきてございまして、決していままでの当時のものを使つておるといふようなことは、先ほど申しましたとおり用済み後廃棄でございまして事情も、そのようなことに考へておると思ひます。

○参考人(井上洋一君) まあ當時は会社の方針だったと。私ちよつと思ひだしたと思つたのは、たとえは、いまの二番目に申し上げた資料を見ますと、これは「第五回東京大阪開門局労務懇談会要旨」という資料ですが、黒田常務あいさつというものが初めてにやられてゐるんですね。これを見ますと、「日共第一〇回大会が開催されておる、おそろくこの大会でもつて一九七〇年をめざす」云々と、いふことを書かれておるんですね。会社の労務対策で共産党の十回大会の方針まで、しかも、常務の初めのごあいさつにやられてゐるというやうなこと、これは非常に特筆に値すると思つたんですね。

それから、これは後でちよつと確かめますけれども、この前にちよつと御指摘を申し上げておるますので、その辺のところは確認をしておられるかどうかだけで結構なんです。たとえば、二番目に申し上げた懇談会の討論のところですね、「技術革新下の労務管理のあり方」というところで討論をやつておられるんですね、そこでは、これは井出安雄という東報の方らしいですね。その当時。現在は名古屋の局長さんなんです。どういふことを言つておられるかという、左派対策として、防衛が叫ばれてゐるが、攻撃は最大の防禦といふところから徹底した差別待遇を主張したい。例えば、左派の主任の格下げは勿論のこと、社宅の入居、住宅資金の貸付、福利厚生、レクレーションの選出等も徹底すべきと考へる」云々と、こういうことが最初の報告の中で言われてゐる。その同じ井出さんという方が、生体休暇に対してもずいぶん近代的な考へ方なんです。法律でちゃんと定められてゐるのに「生体管理の例でも、個人的肉体的条件はともかく、必ず二日をとり人と全然とらなない人との間には当然、差別があるべきで、今の生体管理はあつてなきが如しと考へる」云々という、女子職員に対する考へ方なんです。

それから、懇談会の中ではいろいろなことを言われてゐるんですが、その討論の中で、それぞれの方は前回私名前を申し上げましたからもう重ねて申し上げませんが、「心理的には差別してよいのではないか」とおっしゃる方があり、「厚生施設

などについては、差別の方向に持つていくべきと考へる」。また、石塚さんという人なんかは、「堅持としては徹底的に差別でよい」。「差別といつても、一例として、年休を与えない等はできない。基本的には差別でよい」。で、「大報話」と書いてあるから大阪の電報電話局の方ですかね、東良という方が、「実問題として、差別待遇の言葉だけ聞けば、シコリが残る。しかし、左派分子に対して、厳しく対処していこうとすれば、登用については、はつきりしている者は任用しない。これなどは明確に取り組めるが、日常の件は平素の行動をはつきりチェックしておかないと、意識的に逆宣伝される」といふことで差別をするべきだといふことが具体的に論議をされておる。

最も私はひどいなあ、大変なことをやつてゐるんだなあと思つたのは、同じ二番目に私が指摘をした文書の中で、「若年雇員従業員の指導について」といふことについて、これはここに書いてあるとおり申し上げまして、大阪支社調査役石塚孝男という方が講演をしておられる、その中で言つてゐることがこれ大変なことをおっしゃつてゐるんですね。指導員制度といふのをつくつてゐる、つくるということなんです。指導員の話が全国労働者会議で提起されたが、皆さんに誤解されてゐる面もあるのではないかと考へる、これは決して旧陸軍の中野学校でもない。これが非公然組織だからということだけで、中野学校のように思われるかたがあるかも知れないが、中野学校のようにスパイをするとか、また、憲兵とかいふ性質のものでは決してない。あくまでも人間的なものに近づけてくる」云々といふことなんです。で、大阪では三十四人の非公然の指導員がござつて非常に都合がよいといふことをお述べになつておられるんですね。

で、私はこういうことをこの前具体的に言うたんですけれども、これは資料を確かめられていふことが現認されましたか、確認されましたか。

○参考人(井上洋一君) ただいま先生から御指摘

をいただきました七つ、八つの資料でございます。これらにつきましては、会社といたしまして御指摘の関係者も呼び寄せまして調査を実施いたしました。先ほども申しましたように十四年もたっております事情でございますが、いろいろ調査をしてまいりました。本人から聞きまして、いろいろが、いずれも皆その記憶の薄れ、そういうようなものがございまして、これというはっきりしたものが得られなかったんです。そういうふうな事情でございますが、会社といたしまして、それではそういうふうなことに付いて果たして会社としてどういふふうな手を打っておったかということも調査をいたしました。

で、これらにつきまして会社といたしまして、政治関係、あるいは思想調査関係、あるいは差別扱関係、先ほども御指摘のような社宅関係あるいは任用関係、そういうふうな問題につきまして、関係のところを調べました。これらにつきましては、調査の結果がはっきりして、こういう事実はないかというところがはっきりいたしました。任用関係につきましては、何分会社の組織でございますし、組織が小さいものでございますし、関係する職員全部がその組織の職につくというふうなこともできないのでございますし、それぞれ勤務状態、仕事の成績、あるいはその当時における実績、こういうふうな総合評価の上で公平を主義としてやっておったということがよくわかりまして、これらにつきましてはその中で差別があるというところにつきましては非常に結論が下し得ない、むしろかきいというところがわかりました。

以上のようなことで、詳しく御指摘の点につきまして調査をいたしまして、その結果は、会社といたしまして先ほど申しましたとおり、思想の調査、あるいは差別扱いをするというところのような指示を出しておったというところは全くなかったんです。また、任用関係につきましては、いま申しましたような公平、実績総合評価の上で実施しております、これらにつきましては問題はない

かつたと存しております。

しかし、最近どこでも皆問題がございしますが、中高年層の人事の停滞というのが見られます。これらにつきまして、われわれといたしまして職員に、また希望の持てる、国際通信事業の中で一生を働いていくというふうな生きがいのために、問題であります中高年層の停滞の問題を何とか打開したい、こういうふうな苦心いたしました。これらにつきましては今回も特別にいろいろのこと考えまして、多くの職員が意欲を持って働くことができるように各種の手を打ちまして、任用につきましては実施いたしました。

以上申しましたように、調査の結果は以上のとおりでございます。非常に決め手のつかない問題でございましたが、以上のようなことで詳しく調査は実施いたしました。

○香脱タケ子君 ずっと一連の答えをいただいでしてしまつたのですけれども、私が御指摘を申し上げたようなことが御指摘を申し上げた資料の中には確認をされたわけですね。

○参考人(井上洋一君) それぞれいま申しましたように、事項につきまして項目として調査し確認をしてまいりましたが、問題が古い問題でございまして、記憶の薄れ等がございまして、事実関係について非常に疑問の点がございました。

○香脱タケ子君 いや、記憶をたどらなくてもちゃんと記録があるんだから、その記録で確認をいたしましたかと言っているんですよ。

○参考人(井上洋一君) 記録によって確認はいたしております。

○香脱タケ子君 それで、任用等については、いろいろ総合評価をやつたんだから文句はないんだとおっしゃつておられるんだけれども、実際にそういうふうにあなたの方の管理者の方針で、いわゆる中野学校だと言われるようなスパイ組織までつくつて、そして、夜も昼も歩いておつたというところがあるんですよ、この前指摘した。これは見つからなんだとおっしゃっている。この前に指摘をいたしましたけれども、こんなことを本当に書いておかないかぬといつたら、実際職員に夜も昼もついてないやれな人ですよ。だから、スパイ組織が生きてきたんだと思ひますけれどもね。たとえばどんなことを書いてあるかといつたら、五月二日、「公社社外電話局勤務M子と新宿クラブにて左派主催人前結婚式を行った」、「嫁人A夫妻」と書いてある。「人前結婚式」というような言葉は実は知らなかったんですね。そう書いてある。それで、ちゃんと聞いたら直属の課長らしいけれども、課長が判を押している。あるいは「六月十八日午前局舎前、午後三井生命路上で赤旗号外を配布」。七月は「特になし」、八月「特になし」。こういうことだとか、もっと細かいのは、「宿明けにSとTときどき」とこれは名前を伏せてS、Tと言っているんですよ。「SとTときどき喫茶店に誘つてゐる。特にSをマークしている」。四十五年の十一月には「内信のA連絡にくる」。これはある人の生活記録、日常記録ですよ。「十五時五十分帰りの十七時頃までいて五課Nと打ち合わせ、三課B三時間年休が一日に変更、何か会合があった様子である」。こういうのが、これはいま廃棄して、ないとおっしゃつたからないんだらうと思ひますが、現物なんです、これね。こういうことがやられていた。

そういうことによつて徹底差別をするんだという方針なんだから、昇任昇格は妥当にやられていたとおっしゃつても、これはやっぱり問題は残されておると思ひます。現に五十歳になるような、ときには二十年、二十五年、三十年勤務をして職責について何ら問題なく仕事のできる人に対しては、いままだ平で、同じに入つた人がすでに課長、あるいは課長補佐になつていくことで会社内

で問題になつていくわけですね。ですから、これはこういう点について、こういう問題について

は十年前であらうと、会社の方針としてこんなことがやられていたということは、これは社長、どうですか。

○参考人(板野孝君) お答え申し上げます。ただいま私の方の井上参考人からお答え申し上げましたように、何分もう十四年もたつておりまして、中には書類がないというふうなことも私、報告を受けております。しかし、私どもも先生がおっしゃいましたように、非常にこれは重要なことでございまして、真剣にひとつ調査をして、少なくともこういう問題を明らかにしておく方がいいんだというところでやらせましたわけでございます。また、書類上ではなかなかそういうふうな判定も、すぐこうだというふうな結論がつかない。また、いま先生がお挙げになりました本人等と呼ばれても、記憶が余り確かでないというふうなこともございまして、私どもはこれをしっかりと確認するところまでいきませんでした。

しかしながら、先生がたゞいまおっしゃいましたようなことは、非常に会社にとりまして、また、一般のこの法の精神から申しましても大変重要なことでございます。少なくともここ十年ぐらい私どももいろいろの氣をつけて調べておりますけれども、そういうふうなことをもつてやっていくと、信条というふうなことでございまして、また、すべきではないというふうな私どもも考えておる次第でございます。そういうことにつきまして、私どもこれは結局従事員であり、かつ組合員の問題でございまして、組合の幹部とも十分連絡をとつて、こういうことのないようにいろいろの苦情があれば苦情を率直に受け入れて、これを一つずつ処理していくことをやっておるわけでございます。

また、御指摘の人事という面につきましても、これはすでに私はこの国会の席におきましていままでも御答弁を申し上げておつたわけでございます。けれども、やはりその人の能力、それか

らいままで実績とか、あるいは本人がやっていたという意欲というふうなものを総合的に判断をいたしまして人事をやっている、いやしくも思想とか信条とか、そういうものによってそれが左右されることのないというふうな心がけてはおりますけれども、御承知のように、私どもの方の事業所も非常に人数も少ない、それからたまたま管理者というものの、私の方では率としましては相当の率、ほかの企業よりたくさんおりますけれども、何分にも中高年層が非常に多いという型に、ある意味でふくらんでおりまして、そういう処理上非常に困難を来しておるわけでございしますし、また、転勤、転任ということもなかなか意に任せないという点がございまして、いささかそういう面について、あるいは人事上の不平というふうな考えますので、今後はさらにそういうことを気をつけまして、ただいま先生のおっしゃいましたように、そういうことで差別が起こらないように十分気をつけまして、公平なる人事を行うように私ども一生懸命やりたい、こういうことでございしますので、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○沓脱タケ子君 社長がおっしゃった総括的な御意見はそのまま受け取りたいと思ひますが、具体的にちよつと申しておきたいんですが、廃棄されて、ないと言われた日常記録とか、職場の指導員組織とやら言うて、中野学校と言われるスパイ組織とか、少なくとも社長の部下の職員の職をスパイ組織で日常を見張らせるといふふうな、こういう人権にやうり的な労働対策というものは一切やめるべきだ、少なくともあったんだから、いまもあるんだかどうかわかりませんが、これはあるんだつたらやめるべきだ。それから生活、日常記録というふうなものやめるべきだ。

本場に職場の皆さん方が明るく、意欲的に仕事のできる、職員同士が信頼し合つてやっていると、やうなそういう労働管理、労働対策というものをやるのがいま国際電電が担つておられる任務を遂行していくために最大の課題だと思ひます。ね。そういう基本的な立場にお立ちになって具体問題について、いま申し上げたそういうことについて、きつぱりやめるというところをおっしゃるかどうか、その辺をはっきりしておいてくださいます。

○参考人(板野學君) ただいま先生がおっしゃいました日常のいろいろのそういう生活記録というふうなものは、過去そういうものが実際あったかどうかというのを井上取締役からお話があった。そういうことは私つまびらかでございせんけれども、私自身そういうものはあつたやいな、い。いわゆる生活行動記録というものがあつて、人事を評価するやうな簡単なものがあつても、少なくともそういうものは私は全然この十年間ぐらひ聞いたこともございせんし、やつておらないということをご確認してもよろしゅうございします。

私どもは健全なる、明朗なひとと労使の関係というものを打ち立てて初めて、国際通信が国際の場に出ても十分な働きと、そうしてサービスがでるというように信じておりますので、先生の言ひはそういう個人の行動を監視するということとは絶対にないやうに、またはないということをはっきりとここで断言をいたしまして、御答弁にええと思ひます。

○沓脱タケ子君 最後にはっきり断言をしますとまでおっしゃつておられるので、御信頼申し上げます。日常記録表等の個々の資料がないんだから追跡できない、それがどのやうな差別をされたかということとは結局わからないことだと思ひます。お話をぐあひを見たらね。しかし、客観的にどうも不正を受けたのではないかと思ひます。やうな人たちが相当数おるといふやうに私も思ひますので、そういう点はきちんと思ひ直して、是正すべきは正するやうな立場をおとりになりますか。

に、あくまで人事は公正に、そういう方向でいたします。私どもとしては、今後もしそういうやうなことがありますれば、私ども十分気をつけて、そういう従来の方針によりましてやりたいというやうに考えております。

○沓脱タケ子君 その最後になるとややくしくなるんですが、私は個々がわからないとおっしゃるから踏み込んで言わないでください。御理解をいただいているんだらうと思ひます。……しかし、客観的には不正な扱いではないかと思ひます。人たちがこの相当数おる。これは一けたや二けたじゃないというところで私は問題にしているんです。その点で、ひとつ明朗な職場をつくるという立場で御検討いただくとことをはつきりしていただければ、もう終わりたいと思ひます。

○参考人(板野學君) 先ほど申し上げましたやうに、非常に職場が小さいんですから、いろんな面でこれはもうそういう点がございします。ございします点につきましては、私どももそういうことで職場が暗くならないやうに、ひとつ是正すべきところをはつきりして、こういう考え方でございします。

○沓脱タケ子君 じゃあ、もう時間ですので終わります。

○木島則夫君 何分時間が制約されておりますので、ひとつ簡潔に要点のみを御返事をいただきますと思ひます。

最近、電気通信ユーザ協議会というところからユーザ白書が送られてまいりました。この中には多くの問題が提起をされております。よくわからぬ点も実はあるわけでございします。この中には郵政省が関係するもの、また日本電信電話公社が関係するもの、あるいはKDD、国際電信電話株式会社が関係するものもあるやうでございします。私はこの種の問題について専門外でございします。ひとつこのユーザ白書で取り上げられた問題に対しては郵政省がどう考え、KDDがどう考えているかというところはつきりおっしゃっていただくことにより基本的な確認をまずしたい。

○参考人(木村博一君) このユーザ白書は、これは私ども直接いただいたわけではございせん、間接的に入手したものでございしますが、それを拝見いたしますと、冒頭に「データ通信振興に関する提言」と題しまして四項目ほど挙げております。ただいま先生から御質問がございしました国際電信電話株式会社が関係するものと思ひます。その第一項の「利用態様の自由化」、それから第二項の「料金水準の引下げ」と、この二点であるかと存じます。

○木島則夫君 そこで、少し具体的に伺つてまいります。

通信回線の利用態様についてですね、白書では、アメリカにならなつてわが国でも他人使用、共同使用の制約を全面的に排除するとともに、メッセージ交換もアメリカ並みに自由化すべきである、こういうふうに言つております。これに対するKDDのお考えというものをまず伺わしていただきます。

○参考人(鶴岡寛君) お答えを申し上げます。

本件につきましては、私どもはユーザ白書につきましても諸説はいろいろと認識の十分な点、誤解等があるやうに思つております。一つは、米国のなれという点でございしますが、御案内のやうに、米国は何と申しますか、沿革的、歴史的に自由競争を旨として、単に通信のみならず、あらゆる分野において発展をした国でございします。したがひまして、そこには自由競争の原理が働いております。しかるに、欧州また日本、これはいろいろな通信需要の市場等の関係もございしますし、またその本来的な風土からしまして独占をとつておるわけでございします。根本的にそのやうな風土の違いがあるというところを無視されまして、米国にならえという点がわれわれには解せ

ないという点が一点でございます。

さらにもう一点につきましては、米国の実情についていささか誤解があるような気がいたしますが、それは、米国では何と申しますか、一般のデータ業者等についても回線の自由な使用が許されているように受け取れ、読みとれるわけでございます。しかし、そういうことではございませんで、恐らく誤解をされたのではないかと思います。自由使用が許されておりますのは本来の、従来からのキャリア、RCA、ITT、WUI等でございまして、近年それに加えていわれる再販業者と申しますか、ATTから回線を借りまして、それにいわゆる端末機を付し、回線の効率的利用をしておるいわゆる付加価値——回線に価値を付加しますので付加価値業者と申しますが、そういう業者、これに對しましてそういうふうな自由使用を与えましたわけでございます。まあ略称いたしましてVAN業者、あるいは再販業者と申しますが、その誤解ではなからうかという気がいたします。

しかも、その再販業者といたしましても、それは自由使用が許されておりますのは国内だけでございまして、国際的には従来どおり三つのキャリア、RCA、WUI、ITT等だけがいわゆる自由使用が許されておる。そうでございまして、それで、そのVAN業者、再販業者がそのように自由使用が認められましたのは、連邦通信委員会、FCCからキャリアとしての認定といえますが、それを得まして、しかし、同時にFCCの規制、監督に服するという条件でそういう地位を獲得したそのような業者が認められておると、まあそういうふうな実態でございますから、米国並みといえども、なかなかユーザ・白書の言うような意味とはいささか異なっておる、そういうことが申せるかと存じます。

○木島則夫君 非常によくわかりました。一つはアメリカのつまり風土を無視しているんだということですね、いま、それから、アメリカの実情についての誤解があるんだと。つまり、客観的事実

を踏み違えた上で、こうしたらいいんじゃないかという提言が行われている。

で、先ほど同僚委員からもお話ございましたように、この種の白書が——国会議員、特に通信委員のところに参られますと、皆さんは大変勉強熱心で愛社精神に富んでおいでになるから、いろいろ御説明になる。これは私は結構だと思ひます。それと同時に、たとえばこういう客観的事実の誤認があるような問題については、外に向かつてPRをなさるといふか、この辺が少し欠けているんじゃないだろうか、私はこれはよいなところかもしれないけれど一言申し上げて、さてそこで、公衆通信事業者以外の者のメッセージ交換については、これは国際的にどんなふうになっているか、ちよつと御説明をいただきたい。

○参考人(木村博一君) 公衆通信事業者以外の者のメッセージ交換についての御質問でございますが、まず、メッセージ交換というものは、一般に言われておりますのは、端末相互間で内容を変更することなく他人の情報を媒介することを指す。すなわち、現在電電公社とかKDDが行っております電信電話、こういった事業はまさしくメッセージ交換になるわけでございます。

そこで、このメッセージ交換と、それからコンピュータを一方の端末とする専用回線、わが国ではこれを特定通信回線と呼んでおりますが、これに關して御質問にどういう取り扱いになっておるのかという御質問でございますが、これに關しましては、国際電気通信連合の常設機関でございまして、国際電気通信諮問委員会、すなわちCCITTという組織がございまして、ここで世界各國の電気通信事業の間におきます技術、保守、運用、料金制度といった諸問題について相互の調整を図る意味におきまして、幾つかの研究委員会を設けて研究を行っております。その一つとして第三研究委員会というのがございますが、その委員会におきまして、この国際間の専用回線の料金制度といった問題を取り扱っております。そして、この諮問委員会は四年ごとに総会を開

きまして、その期間において合意を得られました研究の結果を勧告という形で公布いたします。そして、この勧告はITUに加盟しておりますすべての国が原則としてこれに従うということになっておるわけでございます。ただいま御質問の専用回線の点につきましては、Dの1と名のついております勧告がございまして、その勧告の表題は、「国際(大陸内および大陸間)——この「大陸」と申しますのはヨーロッパ大陸の意味でございます——私用貸賃電気通信回線の貸賃の一般原則および条件」という勧告がございまして、これはかなり長いものでございますが、ここで現在問題になっております点と關係する点だけごく簡単に申し上げますと、その一の十項に、「主管庁は、申出のあつた顧客の活動が第三者に電気通信業務を提供するといふ主管庁の果すべき業務の範囲を侵害する」とみなされるときは、その顧客に対する国際私用貸賃回線の提供を拒否する。」と、こういう大きな原則がございまして、

それから、さらに七の三項におきまして、「私用貸賃回線が一方の端末においてデータ処理センタリに終端するときは、他方の端末は、つぎの条件により公衆通信網または他の私用貸賃回線に接続することができ、ちよつとややこしい言い方でございますが、国際間の貸賃回線の一方が、「データ処理センタリ」と申しますから、コンピュータにぶら下つておるときは、もう一方の端末は、これから述べるような条件に従つているときは「公衆通信網または他の私用貸賃回線に接続することができ」ということと、そのまずa項にいたしまして、「利用者をデータ処理センタリに接続している貸賃回線は、直接にまたは「蓄積・交換」方式により利用者の端末間の情報を交換するために使用してはならない」、これもちよつとわかりにくい条項でございますが、これも、利用者とコンピュータをつないでおりまして回線というものは、直接または蓄積・交換方式——一度蓄積して交換する方式でも、そのまま直ちに交換する方式でもいいけれども、これによ

って利用者の端末間の情報を交換するために使つてはならないということ、これを回線の面からとらえ、次にb項にいたしまして、「かかるデータ処理センタリを通じて、データ処理センタリに接続する利用者間のメッセージの伝送を行なうことは許されない」、今度はデータ処理センタリの面をとらえまして、ここで利用者間のメッセージの伝送を行つてはならないということをはっきり明言しておるわけでございます。

そのほかいろいろ細かい規定もございまして、この勧告は、先ほど鶴岡参考人からの御指摘もございましたように、アメリカにおいてもある程度守られておりますし、さらに欧州諸国等においても広く守られており、またわが国の法制もこれに従つてきておるといふふうに解釈しております。

○木島則夫君 きょうは私の私見をいろいろ申し上げますと時間とともないので、ユーザ・白書に對する皆さんの、KDDの基本的な考え方を私きよう確認をして、後日またこの問題をふくらましていきたいという意味で、ひとつ簡潔にお答えをいただきたい。

次に、データ通信回線の共同使用についてKDDはどういった基準によつてサービスを提供しているか、この点です。

○参考人(鶴岡寛君) 共同使用の基準につきましては、公衆通信法の第五十五条の十一並びにこれを受けました公衆電気通信法施行規則がございまして、その四條の十三によりまして行つております。これには二つございまして、一つは、いわゆる郵政省の定めました基準に合致した場合には一応承認が得られるという基準認可の場合が一つございまして、もう一つは、お尋ねからちよつとそれですが、一つの広い意味の基準でございますが、郵政大臣が個々のケースについて個別に御審議されて承認をされるといういわゆる個別認可、この二種類がございまして、

前者の郵政省の定めます基準と申しますのは、共同使用契約申込者の間に一定の業務上の關係が

あつて、その関係が基準に適合する場合、たとえばその共同利用者が国の機関または地方公共団体である場合とか、あるいは共同に同一の業務を行うというような場合でございます。その他これに類するものが六項目列挙してございます。それに合致した場合共同使用を認められておるというわけでございます。しかし、この場合もあくまでもメッセージ交換は禁止されております。

なお、郵政大臣の個別認可の場合でございますが、この場合には業務上の関係は必要といたしません。が、しかし、一つのコンピュータとの間でいわゆる行つて帰つてこい、そういう形しか認められていない。大体以上のおりでございませう。

○木島則夫君 郵政省にお伺いをいたしますが、白書では、日本の「現行法は、コンピュータ化の進んだ現在ではもはや「前時代の遺物」といって過言ではあるまい」、こういう言葉を使っております。これについて郵政省はどういうふうな見解をお持ちですか。

○政府委員(寺島角夫君) ただいま御指摘のコンピュータ白書の言い方というのは、いささか過大であるうかというふうに考えておりますが、先ほど大本先生にもお答えいたしましたように、この四十六年に制定をされました公衆電気通信法の改正によりまして、現在の日本のデータ通信の一つの秩序と申しますか、制度ができておるわけでございます。が、これがその後の技術の発展、利用態様の变化等によりまして、その時点に法をつくり出すときに想定しておらなかったような態様がでてきておることも事実でございます。こういう時代の変化に即応したような法の制度のあり方ということにつきましては、われわれ常々研究をしておかなければならない問題と考えておりまして、現在もその検討に取り組んでおるところでございます。

○木島則夫君 もう一言聞かしていただきたい。変化に対応するというのは先ほども伺いましたね。しかし、一貫してやっぱり郵便省のこれから

の通信政策なり制度に対する、データ通信の秩序というんでしようか、こういうものをどう守っていくか、情報化時代にどう備えるかという、こう首尾一貫した何かビジョンみたいなものがなきゃならない。そういうものが主体性として根本になければ、この変化の激しい情報化時代に押し回されて、あつちへ行つてあつちへあつちへ行つてつてというところになつたら、これは大変です。基本的なそこにもう一つ考え方、びんと張つたものがなきゃいかぬと思ふんです。これはあんまり時間がありませうけれど、ひとつ触れておいていただきたい。

○政府委員(寺島角夫君) 御指摘の趣旨は、日本の公衆電気通信と申しますか、電気通信のあり方というものがやはり国民生活の利便、そして公共の福祉というものに役立つものでなければならぬ。というのが基本的にあるかと思ひます。

その観点からいたしまして、公衆電気通信と、それから新しくこういうふうな非常に発展をしております。さらに将来の発展もいろいろと考慮されますデータ通信というものをどういうふうな位置づけていくかということであろうと思ひます。それにつきましてもいま私も検討いたしております。それは、一定の予断、あるいはその前提を置いてではございませんで、現在の制度というものを頭置きしながら、その中でどこをどう改善をする必要があるのかということについて現在検討しております。基本的な哲学なしにというふうには考えておりませうけれども、同時にまた、現状固定的に、それはもう動かさなないものだという形で検討に臨むのもいかかと思ひます。各方面の意見も十分に吟味しながら検討してまいりたいというふうに現在取り組んでおるわけでございませう。

○木島則夫君 いまの問題を含めて、私はこれから情報化時代における郵政省の役割、果たす役目、置かれてある立場というものの重大さというのをこれまで繰り返し繰り返し申し上げてまいりました。また機会を見てこういった問題について

は深く突つ込んでお話を伺いたいと思ひます。が、社長に伺います。いまの日本の現行法は、コンピュータ化の進んだ現在では「前時代の遺物」といって過言じゃないんだということに對する郵政省のいま基本的なお話があつた。あなた方はどういうふうなこれをおとりになつてゐるか。

○参考人(板野學君) コンピューターの技術は大変発展いたしました。コンピュータの技術というものは、通信と結びついておるんだというところには何か新しいものが生まれるんじゃないか。それは結果として私は生まれると思ひます。しかし、通信というものは人と人との間の情報なり意思の交換、人と機械との間の意思の交換、機械と機械との間の意思の交換でございませうから、別に通信それ自体が新しくなつたというもののじやなくて、その利用の仕方、やり方をひとつコンピュータとか、最近の通信情報化社会に合わせるようにこれを利用して、こういうことが私は大切なんじゃないかと思ひます。

したがって、私もただいまV E N U S 計画とか、いろいろデータ通信にやつております技術開発というものは、決してそういうような新しいコンピュータとデータの結びつきによつて生ずるいろんなお客さんの利用に不便をおかけするようないふことはなないというのを確認しております。むしろ、アメリカはいさ知らず、アメリカ内におきましては国際通信というものは非常にむずかしいとございませう。コンピュータの端末がアメリカにおるわけですから、私もこれは諸外国にあるコンピュータを自由に支配するといふことはできません。プライバシーの問題もいろいろございませう。そういう問題をしっかりと私はこれを確かめてやる必要があるんじゃないか。

したがらして、少なくとも国際通信に関する限りは、これはメッセージの取り扱いとか、あるいはプライバシーの問題とか、あるいは情報センタをつくるというふうな事柄につきましても、十分国際の諸情勢の把握のもとにやらなきゃなら

ぬと同時に、そういうお客さんの要望に對して答えて得る技術があるかないかということが大変私には問題だと思ひます。K D D は少なくともそれに答えて得る準備をいたしておる次第でございます。

○木島則夫君 白書でも、国際加入電信あるいは国際電話を用いて国際データ通信がでないのはおかしいんじゃないかと、こう言つておられます。これもいままでのお話の中からもうすでにお答えが出ていますと思ひますけれど、確認の意味でひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○参考人(福地二郎君) まず、国際加入電信を用いた国際データ通信につきましては、もうすでに現在当社の制度におきまして利用が可能となっております。まして、相当数の御利用をいただいております。情でございまして、この点については白書の指摘は事実と相違するものでございませう。

もう一つ、国際電話網を利用した国際データ通信につきましては、現在欧州内の一部では取り扱つておるようございませうけれども、世界的にはまだほとんど制度的にはこれを認める、取り扱うという状況にはなつておりません。そういう実情でございまして、私もK D D が国際電話網を利用した国際データ通信サービスを提供するためには相手国との合意が必要でございませうけれども、その相手となる最も通信量の多い米国とかあるいは韓国、台湾、香港等でもまだこれを認めるという国内体制になつておりません。このような実情でございまして、この問題につきましてももう少し国際的動向を見て措置する必要があるかと思ひます。

○木島則夫君 もう二問ほどよろしうございませうか。

K D D は昨年、災害対策基本法に定める指定公共機関の指定を受けて、国の防災体制の一環として従来にも増して重い責任を負うことになつたわけでございますけれど、非常災害時においても通信路を確保できるような対策がとられてゐるのか。

また事業計画書では、本年度は大阪地区に加入

電信電子交換設備の設置、それに電話交換設備の増設、局所間通信体制を強化するための設備の拡充というようなことが計画をされております。これ一々具体的な内容についてここで御回答をいただくと、もう私の持ち時間がありませんから、つまりこういうことをききとやうていくんだと、防災に対する備えは十分なんだという、むしろ決意のほどをひとつ聞かしていただきたい。

○参考人(笹本昌君) たいま先生の御指摘のように、昨年の十二月、災害対策基本法によりまして指定公共機関にKDDが指定されました。本指定制によりまして、防災あるいは災害からの復旧に、関係しては、便宜も与えられますけれども、また、防災業務計画の作成でありますとか、あるいは災害時の応急措置等、災害対策基本法と、これに特別法によりまして大規模の地震対策措置法の種々の責務も負うことになりました。したがって、私どもは、いままでも非常障害時の国際通信の確保につきましては、伝送路あるいは交換機の複数化でありますとか、非常障害対策設備の拡充等を行いまして万全を期しておりますけれども、特に今回指定公共機関への指定を機にさらにこれを充実いたしまして、われわれの持つております公共国際通信サービス提供の責務を充実して図ってきたいと考えております。

以上でございます。

○木島則夫君 もう少し具体的に細かく伺いたいのですけれども、制約がございますから、最後に、東京サミットを控えて国際通信の需要が殺到するだろうし、これは錯綜するだろうと思っております。こういうものにはどう対処をしていけるのか。

それから一つ心配なのは、異常事態が起こるんじゃないだろうか、こういうものに對してやはり万全であってほしいという、これは私どもの希望とこれに対する対策——あと三分ほどあるようです。それから聞かしていただきたい。

○参考人(児島光雄君) お答え申し上げます。来月の二十八、二十九日に予定されております

東京サミット会談におきましては、その会議の重要性、それから規模の大きさにかんがみまして、弊社といたしましては特別の対策をもって臨むべく、昨年の十二月に東京サミット国際通信対策本部というものを設けまして、これによりまして全社的な体制でこれに臨むということにいたしました。郵政省、外務省、さらには警察庁の方からも適切な御指示をいただきまして、これに基づきまして進めておりますが、国内のネットワークとの関係もございまして、電電公社とも、あるいは国内報道機関とも密接な連携を保って進めております。

また需要の把握につきましては、参加国の通信事業者あるいは在日の公館等を通じてこれを把握いたしております。

具体的な対策、項目だけ申し上げますと、臨時取扱所の開設でございますが、これはプレスセンターがホテルニューオータニに設けられることになっておりますので、ここに臨時取扱所を設けます。それから羽田空港、これも発着の関係がございまして、臨時取扱所を設けることになっております。

なお、このサミットの前に米国からはカーター大統領が早く到着されますので、この関係もございまして、またアメリカは一般のプレスセンター以外に、特別にホテルオークラにアメリカのプレスセンターを設けたい、こういう話がございまして、そちらの方にも所要の設備を設けることになっております。

それから、これに伴いまして国際回線の増設でございますが、これも電話、テレックスそれぞれ電話四十三回線、テレックス十三回線を臨時に増設するという体制でございまして。

最後に、非常に重要だと思われまして、今回の行事に臨みまして警備体制を確保するというところでございまして、これにつきましては、関係方面と十分連絡をとりましてこの設備への出入り、それから設備の確保その他につきまして特に要員を配置いたしまして、巡回その他万全を期して臨

みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木島則夫君 委員長、結構でございます。

○中野明君 大変時間も詰まってきたておりますので、ぜひぶん用意しましたが、要点だけ質問させていただきます。

まず最初に、郵政省の通信、放送に対する姿勢でございますが、これは先ほど来各委員からいろいろ厳しい御意見も出ておりますが、私も監督官庁としての通信、あるいは放送のこの日進月歩の動きについていっていないんじゃないかという気持ちを持っております。すべてが後手に回って、電電の門戸開放の問題にしましてもそうですし、データ通信もそうです。あるいはまたいま各党とも、特に野党側ではこの放送大学の問題につきましても、郵政省の放送というもののに対する考え方非常に私ども理解に苦しむような、そういう法案の出し方になって、いま野党各党非常に党内で議論が出ております。

こういう状況で果たしていいんだろうかと、私ども心配をいたしておるわけですが、改めてもう一度郵政大臣から今後の——郵政省というのは郵便だけじゃございませんので、特に通信、放送関係の今後の取り組みといたしまして、内容の充実拡大、監督官庁としてその組織の充実をぜひ思い切ったやっていただきたい、こういう気持ちでおるんですが、最初に郵政大臣からお答えをいただきたい。

○国務大臣(白濱仁吉君) 私もいままで、郵政省とは御承知のとおり非常になじみが浅い役所でございます。私なりにこの約五カ月間ばかりの間にいろいろ従来の自分の経験なり知識なりで黙って見たりしまして、おっしゃるとおり非常に手薄でないかというふうな感じがいたしておるわけでありまして、それを率直に先ほど前田委員に申し上げましたら、おまえだけが悩んでおったつてしやうがないんじゃないかというおしかりをちょうだいいたしましたが、まさにそのとおりで非常に人

手が少ない。その中で、私の部下もそれぞれの立場で非常な苦勞をしているというふうに考えるわけでありまして。

午前中にも衆議院の通信委員会、いま御指摘を受けました問題についてもいろいろおしかりをちょうだいするやら、あるいはもう少しこんなところはこのはこんなふうにした方がよくはないかというふうなお話もあるあつたわけでございますけれども、私どもの方でも練りに練っていま提案をしてお願いをしているというふうなところでございまして、どうかその点御理解をいただいて御審議を進めていただきたいということを私は率直にお願いをいたしております。

いま局長は見えておりませんが、官房長が御指摘の点については見えておりますので、また御説明をさせていただきます。

○政府委員(林乙也君) たいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、郵政省の任務といたしましては郵政、郵便貯金、保険という郵政事業の経営をつかさどるだけでございます。で、通信主管官といたしまして電気通信、放送等の規律に關します行政事務を任務といたしておる官庁でございます。この適正な規律と公共の利益の増進のために適切にこの事務を運営していかねばならないものというふうに考えておる次第でございます。

ただ、これらの分野につきましては、最近とみに技術的、あるいはその利用の面につきまして発展、変化の著しい分野であると同時に、また特に放送に關しましては言論にかかわる分野でもございまして、関係の各方面の御意見を十分承りながら対処していかねばならないというふうに考えておる次第でございます。

また、今回放送大学学術法の提出に当たりまして、その附則によりまして放送法の改正につきましては御提案を申し上げておる次第でございますが、これらの点につきましても、それは放送法の改正というものを軽く見るということでは附則によりまして御提案いたしたのではございませんで、

○中野明君 外国の通信業者から、そういう点についてはもうすでにずいぶん長い間要望が出てお

るわけですから、それにこたえていくというのがやはり日本としての役目じゃないだろうか、そういうような気がしてなりません。その辺、ただ両者が良識を持っているから話し合いをするのを待っているというんじやなしに、郵政省の方でもこれは国際的な一つの信用の問題にもなってくるでしょうから、積極的にこの問題については処理を進めていただきたい、このように要望いたしておきます。

それからこの後、機構法案の趣旨説明もあるやに聞いておりますので、もういろいろ用意してきましてけれども飛ばします。

最後に、昨年来懸案になっておりますKDDの適正利潤、これKDDが非常にうまくついているというのを、中身を別にして言われておるんですが、適正利潤というものをどの辺に一体置くべきか、あるいはその適正利潤を設定する方がいいのか、あるいはその辺を御検討いただくように昨年御提案を申し上げておりました。郵政省とKDDの両方にこの問題についてはその後の経過について御答弁をいただきたいと思ひます。

○参考人(鶴岡寛君) それでは私よりその後の経過について簡単に申し上げさせていただきます。

昨年來私どもは委員会等を十數回にわたりました。開きまして、鋭意検討を進めてきたわけでございます。しかし、私どもの検討した結果につきましては、外部の学識経験者のアドバイス、あるいは監督官庁の御指導などをまだいまの段階では得ていないものでございます。そういうものによりましてさらに充実したいと思っておりますので、まだ確定的なことを申し上げる段階ではございません。

したがいまして、中間的な検討経過の概要だけを申し上げさせていただきますが、私どもは適正利潤というものに對しましてアブローチする方法としまして二つの方法をとったわけでございます。一つは総資本利益率という考え方をとりました。これはいわゆる税引き後の利益でございますが、税引き後の利益を平均総資本で割

ました率でございます。これでございますと、計算も非常に簡単に少し簡略かもしれませんが、適切な手法と考えておるわけでございます。

それで、電電公社側が先般出しました電信電話諮問委員会の答申では、これが六ないし八%と出ていたやに聞いております。ちなみに私どものそういう考えのもとにやりました総資本利益率の実績は四十九年は七%でございましたが、それから漸次下がりました、五十三年度は先ほど社長の御説明もございましたように五・九%に下がっておりますというような実態でございます。そして、これは外国の通信事業者の総資本利益率に比べますと大分低いという実態でございます。たとえば R C Aでございますと六・八、I T Tは一五・六、W U Iは一・五、オーストラリアの O T C は九・九というような状況でございます。これ御参考までにちよつと申し上げさせていただきます。

そうして第二のアプローチの方法、これが最終的には本番になるんじゃないかと存じておりますが、これはいわゆる資本報酬率という考えに立つております。これはわが国の電気事業、ガス事業、あるいはまた米國、英國の通信事業に適用されておる方式でございます。これにはレートベース、日本訳では公正資産という觀念を用います。が、要するにあるがままの總資本でございませんで、あるがままの總資本から事業運営に本當に必要な、そして現在有効に使われている資産のみを対象といたします。逆にいいますと遊休資産であるとか、過剰投資であるとか、そういうものは除いてしましまして、いわゆる公正資産、こういうものに對する報酬率を考えようということでございます。

しかし、そういうことでございますので、KのDの場合いかなるものをもって公正資産とみなすのか、これについて非常にむずかしい問題があるようでございます。これには外国の会社の同業者の例等も参考にせねばなりませんので、いまだ具体的な数字を申し上げる段階に立っておりませんが、これにつきましては監督官庁の御指導、ま

部外の学識経験者のアドバイスを得てなるべく早い機会に当社としての考えをひとつ固め、そして監督官庁の御指導、御了承を得たい、そういう段階でございます。

○政府委員(寺島角夫君) いわゆる適正利潤という問題につきましては、一言で申しますと大変重要な問題であるという認識を持っております。KDDのようないわゆる公益的な事業を行っておりますところの料金というものを考えます場合に、的確な公正、適正利潤的なものが設定されましますならば一つの大きな目安にもなり得るわけでございまして、そういう意味で大変重要な問題と認識をいたしておりますが、同時にまた、これを具体的に設定をするといいたしますと、大変にむずかしい問題であるということもまた事実でございまして、国内の他のいろいろないわゆる料金が、法律ではなくて認可料金の制度をとっておりますけれども、必ずしもそれらがそういうものを定めてやっておるわけではございませんで、その点も大変むずかしい問題があるうかと思えます。

また KDD の場合は国内に同様の業務を行つておるものがございますので、勢い海外のキャリアの例も参考にしなければならぬ点もあらうかと思ひます。こういう点も含めまして、郵政省におきましても問題意識は持ちまして研究は続けおるわけでございますが、ただいま KDD からお答えございましたように、KDD 内部におきましても一つの検討をされておる。さらには、学識経験者等も入れてさらに研究を続けられるというふうに聞いております。

さらに先生御案内のとおり、昨年でございまして、たか、電電公社が総裁の私的諮問機関で電信電話諮問委員会というものをつくりまして、この中下適正利潤とは言っておりませんが、公共的必要会金剩という言葉を使っておりますが、こういったものについて一つの試論、提言と申しますが、それらというものが出版しております。こういったものも、もろもろを私ども十分に参考にいたしたいま

て、こういうものの研究を、あるいは検討をさらに進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○中野明君　非常にこれはお話、御答弁ありましたように、なかなかどこにどうするかということとは必ずかしい問題だと思ひますが、やはり独占的な公共的な事業でございしますので、ぜひそういう点からは早く結論を出してやつていただくことが、やはり料金とかいろいろの問題に絡みましても、適正利潤をきちつと定めて、そしてそれに対する設備投資その他を考えていつて料金というものをいろいろ料金の問題で不満が出てくるのもそこら辺にも原因があるんじゃないかという気がいたしますので、せつかくの御努力をお願いをしておきます。

きようはそういうことで、私以上で終わらしていただきます。

○委員長（赤桐操君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(赤桐操君) 次に、通信・放送衛星機構法案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。白濱郵政大臣。

○国務大臣(白濱仁吉君) 通信・放送衛星機構法案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国における通信衛星及び放送衛星につきましては、昭和四十八年以来国の計画として開発が進められ、すでに実験用の通信衛星及び放送衛星が打ち上げられ各種の実験が行われているとこゝであります。

この開発成果をできるだけ早く国民に還元するため、昭和五十七年度に実用のための通信衛星打ち上げが予定されており、また、実用のため放送衛星につきましては、昭和五十八年度打ち上げを目途に検討が進められております。

本法案は、実用の通信衛星及び放送衛星の利
推進に当たり、両衛星の管理等を効率的に行う
人として通信・放送衛星機構を設立すべく、そ

設立の根拠法を制定しようとするものであります。

次に、法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、通信・放送衛星機構の目的であります。機構は、通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御し、これらの人工衛星に搭載された無線設備を、これを用いて無線局を開設する者に利用させること等を効率的に行うことにより、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図ることを目的としております。

第二に、機構の資本金であります。資本金は、政府及び民間の出資によって構成され、必要があるときは、郵政大臣の認可を受けてこれを増加することができるとしております。

第三に、機構の設立及び組織であります。設立は、発起人からの申請に基づく郵政大臣の認可によるとするとともに、その認可の基準を定めております。また、機構の役員として、理事長、理事及び監事を置くことができるものとし、理事長及び監事は郵政大臣が任命し、理事は郵政大臣の認可を受けて理事長が任命することとしております。

第四に、機構には、運営評議会を設けることとしております。運営評議会は、出資者及び学識経験者等をその構成員とし、定款の変更等、重要事項を審議するものであります。

第五に、機構の業務であります。機構は、通信衛星及び放送衛星を他に委託して打ち上げること、これらの衛星の位置、姿勢等を制御すること、搭載無線設備を宇宙局の開設者に利用させること等を行うこととしております。

その他、機構の財務、会計及び機構に対する国の監督等について、所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、この法律の公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(赤桐操君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は次回に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月九日)

一、通信・放送衛星機構法案

通信・放送衛星機構法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 設立(第十一条—第十六条)
- 第三章 管理(第十七条—第二十七条)
- 第四章 業務(第二十八条—第二十九条)
- 第五章 財務及び会計(第三十条—第三十八条)
- 第六章 監督(第三十九条—第四十条)
- 第七章 補則(第四十一条—第四十三条)
- 第八章 罰則(第四十四条—第四十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 通信・放送衛星機構は、通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御し、これらの人工衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線局を開設する者に利用させること等を効率的に行うことにより、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 通信衛星 固定地点からの無線通信を受信

して固定地点へその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星で次号に掲げるものの以外のものをいう。

二 放送衛星 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。

三 無線設備 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する設備をいう。

四 無線局 電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。

(法人格)

第三条 通信・放送衛星機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとす。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第七条 政府以外の出資者は、機構の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第八条 機構は、その名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の適用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十一条 機構を設立するには、電気通信について識見を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

(設立の認可等)

第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 郵政大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

と。

三 事業の運営が健全に行われ、宇宙における無線通信の普及発達と電波の有効な利用に寄与することが確實であると認められること。

第十四条 郵政大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長及び監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、第二十条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十五条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に依じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十七条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 運営評議会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員)

第十八条 機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十九条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は郵政大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第二十条 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。

(役員任期)

2 理事長は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第二十二条 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しうるときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

ばならない。

(役員兼任禁止)

第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(運営評議会)

第二十五条 機構に、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、運営評議会を置く。

2 運営評議会は、運営評議員二十人以内で組織する。

3 運営評議員は、政府以外の出資者（法人の場合には、その代表者）及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 通信衛星及び放送衛星を他に委託して打ち上げる。

二 通信衛星及び放送衛星の位置、姿勢等を制御すること。

三 通信衛星及び放送衛星に搭載された無線設備をこれを用いて無線局を開設する者に利用させること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、郵政省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十一条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十三条 機構は、第三十一条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資

者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるとときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるとときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十五条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む)をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十六条 機構は、郵政省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(郵政省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六章 監督

(監督命令)

第三十九条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十条 郵政大臣は、この法律を施行するため

必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(出資者原簿)

第四十一条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなすお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣等との協議)

第四十三条 郵政大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條、第三十五條又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二條第一項又は第三十七條の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十六條又は第三十八條の郵政省令を定めようとするとき。

2 郵政大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十八條第二項又は第二十九條第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一條の規定による認可(事業計画に係る部分に限る)をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十四条 第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、十萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定により、郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十八條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十九條の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第八條第二項の規定に違反した者は、五萬元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に通信・放送衛星機構という文字を用いている者については、第八條第二項の規定は、この法律の

施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、第三十條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十一條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第五条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三の見出し中「宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団等」に改め、同条中「宇宙開発事業団」の下に「及び通信・放送衛星機構」を加える。

(放送法の一部改正)

第六条 放送法の一部を次のように改正する。

第九条の三「宇宙開発事業団」の下に「通信・放送衛星機構」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二號の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 法令の定めるところに従い、通信・放送衛星機構を監督すること。

第十條の二第一項第十六號の二の次に次の一号を加える。

十六の三 通信・放送衛星機構に關すること。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「及び郵便貯金振興会」を「郵便貯金振興会及び通信・放送衛星機構」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七號の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 通信・放送衛星機構が通信・放

送衛星機構法(昭和五十四年法律第
号)第二十八條第一項第二号に規定する業
務の用に供する土地で政令で定めるもの
附則第十一條中第十二項を第十三項とし、第
十一項の次に次の一項を加える。

12 通信・放送衛星機構が通信・放送衛星機構
法第二十八條第一項第二号に規定する業務の
用に供する不動産で政令で定めるものを取得
した場合における当該不動産の取得に対して
課する不動産取得税の課税標準の算定につい
ては、当該取得が昭和五十七年三月三十一日
までに行われたときに限り、当該不動産の価
格の二分の一に相当する額を価格から控除す
るものとする。

(所得税法の一部改正)

第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中中小企業団体中央会の
項の次に次のように加える。

通信・放送 衛星機構	通信・放送衛星機構法(昭和 五十四年法律第 号)
---------------	--------------------------------

(法人税法の一部改正)

第十條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の
一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中中小企業団体中央会の
項の次に次のように加える。

通信・放送 衛星機構	通信・放送衛星機構法(昭和 五十四年法律第 号)
---------------	--------------------------------

第六号中正誤

ページ 段 行 誤

二 四 三 外国籍

多国籍

正

一六 三 終わり
から 一四

終わり
から 一四

昭和五十四年六月六日印刷

昭和五十四年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K